

2024 事務年度金融行政方針

実績と作業計画



目次

I. 金融のメカニズムを通じて持続的な経済成長に貢献する	1
1. 資産運用立国に向けた着実な進展等	1
(1) 家計の安定的な資産形成の支援	1
(2) 金融商品の販売会社等における顧客本位の業務運営の確保	2
(3) コーポレートガバナンス改革及び金融・資本市場の機能向上	4
(4) 市場の信頼性確保	6
(5) 資産運用業の改革	12
(6) アセットオーナーシップの改革	15
(7) スタートアップへの成長資金の供給等と運用対象の多様化	16
(8) 対外情報発信・コミュニケーションの強化	20
2. サステナブルファイナンスの推進	21
(1) 企業のサステナビリティ開示の充実と信頼性の確保	21
(2) 透明性の高いデータ基盤の整備	22
(3) 金融機関による脱炭素に向けた企業支援等の促進	23
(4) インパクト投資の実践・拡大	24
3. デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応	25
(1) 生成 AI やフィンテック等の新たな展開に向けた対応	25
(2) 暗号資産取引等や Web3.0 の健全な発展	27
(3) 決済・取引インフラの高度化	28
II. 金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能を確保する	32
1. 業態横断的な課題への対応	32
(1) 経営基盤の強化と健全性の確保	32
(2) 事業者の課題に応じた支援の促進	33
(3) 事業者の持続的な成長を促す融資慣行の確立	36
(4) 令和 6 年能登半島地震等への対応	37
(5) 利用者目線に立った金融サービスの普及	38
(6) 台頭するリスクへの対応	40
2. 業態別の課題への対応	48
(1) 主要行等・新形態銀行・日本郵政	48



(2) 地域金融機関	52
(3) 金融商品取引業者等	54
(4) 保険会社	60
(5) その他	65
III. 金融行政を絶えず進化・深化させる	68
1. 金融行政の高度化	68
(1) データを活用した多面的な実態把握	68
(2) 財務局とのさらなる連携・協働の推進	69
(3) 国内外への政策発信力の強化	70
2. 若手職員の育成をはじめとする組織力の向上	71
(1) 職員の能力・資質の向上	71
(2) 職員の主体性・自主性の重視	73
(3) 誰もが働きやすく良い仕事ができる環境の整備	74



I. 金融のメカニズムを通じて持続的な経済成長に貢献する

1. 資産運用立国に向けた着実な進展等

【昨事務年度の実績】

- 新しい資本主義実現会議の下に資産運用立国分科会が 2023 年 10 月に設置され、資産運用業とアセットオーナーシップの改革等を内容とする資産運用立国に関する政策プランについて検討が行われた。
- 2023 年 10 月に金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」の下に「資産運用に関するタスクフォース」を設置し、資産運用に関する制度的な枠組み等について専門的な検討を実施した。
- 本タスクフォースにおける議論を踏まえた「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書」が取りまとめられ、あわせて、政府においても報告書で示された施策等が盛り込まれた「資産運用立国実現プラン」が策定された（2023 年 12 月）。

(1) 家計の安定的な資産形成の支援

① 新しい NISA の適切な活用促進

【昨事務年度の実績】

- 2024 年度税制改正において、利用者利便の向上、サービスを提供する金融機関や利用者の負担軽減等の観点から、NISA の利便性向上等に関して要望し、2024 年度税制改正大綱において、金融機関変更手続におけるデジタル化等の措置がとられた。
- NISA の適切な活用を促進するため、以下のような周知・広報を行った。
 - 内閣府政府広報室と連携し、内閣総理大臣メッセージ動画によるネット広告を実施（2023 年 7 月）
 - 新しい NISA のガイドブック「はじめてみよう！NISA 早わかりガイドブック」を公表（2023 年 7 月）
 - 安定的な資産形成や、新しい NISA の概要等の幅広い視点から解説する「NISA・資産形成セミナー」をオンラインにて開催、延べ 2 万人以上を動員（2023 年 11 月、2024 年 1 月）
 - NISA や資産形成についてわかりやすく伝えるトークイベント「新しい NISA×未来プロデュース～お金のこと、投資のこと、将来のこと～」を開催（2023 年 12 月、2024 年 1 月、2 月）
 - NISA の日（2 月 13 日）に合わせ、業界団体の主催するイベントへの登壇、公務員向けの周知文の発出等を実施
 - 金融庁 NISA 特設サイトのリニューアルを実施（2024 年 1 月）
 - 財務局においても新 NISA 制度の周知及びセミナー開催について広報を実施
- 内閣総理大臣と資産形成に関心を持つ若者世代との NISA・金融経済教育に関する車座対話を開催した（2024 年 4 月）。
- 顧客の安定的な資産形成支援という NISA 制度の趣旨等を踏まえ、金融機関による「成長投資枠」を使用した回転売買の勧誘行為を防止する観点から、監督指針の改正を行った（2024 年 1 月適用）。



【本事務年度の作業計画】

- 政府広報への出稿、大規模イベント・セミナーの開催、業界団体主催イベントへの金融行政務・幹部の登壇等、積極的な周知・広報を引き続き実施する。
- NISA 推進・連絡協議会等を活用しつつ、市場変動時も含め販売金融機関に顧客へのフォローアップ等を促し、その状況をモニタリングする。
- 改正後の監督指針に基づき、金融機関による「成長投資枠」を使用した回転売買の勧誘行為の防止等の観点から、モニタリングを実施する。
- デジタル技術の活用等による、NISA に係る手続の簡素化・合理化を進める。

② 金融経済教育の充実

【昨事務年度の実績】

- 金融経済教育推進機構の創設や資産形成の支援に関する施策を総合的に支援するための基本方針の策定など、国民の金融リテラシー向上を企図する施策を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立、公布された（2023年11月）。改正金融サービス提供法に基づき、新たな認可法人となる「金融経済教育推進機構」を設立した（2024年4月）。
- 2023年度補正予算において、機構の設立に際し出資を行った。また、2024年度政府予算において特定の金融事業者・金融商品に偏らないアドバイスを行う認定アドバイザーによる相談事業について支援した。
- 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本方針について、金融審議会市場制度ワーキング・グループ及び顧客本位タスクフォースでの議論、金融審議会総会での意見聴取を経て、閣議決定された（2024年3月）。
- OECD「金融教育に関する国際ネットワーク（INFE）」が主催するグローバルマネーウィークに、日本銀行とともに、日本当局として参加。金融経済教育に関するイベントを主催した（2024年3月）。

【本事務年度の作業計画】

- 2024年4月に設立した金融経済教育推進機構を同年8月に本格稼働させる。本機構における認定アドバイザー制度の創設、講師派遣、個別相談等の業務の円滑な開始、このために必要な、関係省庁、関係民間金融機関、企業団体との連携体制の構築（金融経済教育に関する関係機関会合の開催等を含む）等をサポートする。
- 金融経済教育推進機構を含め関係省庁、関係団体と連携しつつ、企業の雇用者向けセミナー等への講師派遣事業を全国において拡大する等、雇用者に対する資産形成の強化を推進していくための環境整備を行う。
- 2025年3月のグローバルマネーウィークの期間中に、官民連携の上で、金融経済教育に関するイベントを開催しつつ、我が国の取組について国際発信を行う。

（2）金融商品の販売会社等における顧客本位の業務運営の確保

【昨事務年度の実績】

- 「金融事業者リスト」を更新・公表した（2023年9月、2024年2月）。また、投資信託・外貨建保



険の共通 KPI に関する金融機関からの報告について、その計数を取りまとめ、分析結果を公表した（2023年9月、2024年2月）。

- 外貨建一時払保険や仕組預金等の幅広いリスク性金融商品に関する販売会社等のプロダクトガバナンス態勢、販売・管理態勢、報酬・業績評価体系等について、主要行、地域銀行、証券会社、保険会社と対話を実施し、共通する課題や工夫事例等を取りまとめたレポートを公表した（2024年7月）。
- 外貨建保険の販売量が多い保険会社に対し、直近の苦情発生状況等のデータを徴求するとともに、特にアフターフォローの充実に関する取組など、苦情抑制に向けたさらなる取組が図られているか等のモニタリングを実施した。
- 金融事業者等に対する、顧客等の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行すべき義務（以下「最善利益勘案義務」）を規定した改正金融サービス提供法の施行に向け、関係政府令・監督指針等の改正案についてパブリックコメントを実施した（2024年6月～7月）。
- 顧客と金融事業者との間で利益相反が生じうる事項の情報提供のあり方については、業務の実態を踏まえながら、業態ごとに適切な情報提供のルール化について検討を行った。
- 年金関係者も対象とする最善利益勘案義務を規定した改正金融サービス提供法を踏まえ、顧客の最善の利益が確保されるようなモニタリングのあり方について検討を行った。
- 資産運用に関する顧客意識調査を実施し、結果を取りまとめて公表した（2024年7月）。
- 各種雑誌への寄稿や業界団体等での講演等を通じて、顧客本位の業務運営の見える化の施策の趣旨や、金融機関による顧客本位の業務運営の確保に向けた情報を広く周知した。

【本事務年度の作業計画】

- 「金融事業者リスト」及び「共通 KPI」を公表する（2024年9月、2025年2月予定）。「金融事業者リスト」については、「顧客本位の業務運営に関する原則」にプロダクトガバナンスに関する補充原則を追加する改訂案のパブリックコメント（2024年7月実施）の結果を踏まえて、同リストの見直しを検討する。
- 各金融機関が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づく取組方針に関して、営業現場への浸透状況や実践状況等の観点から、金融機関と対話を行う。
- 外貨建保険の販売等については、直近の苦情発生状況等を注視しつつ、生命保険会社等を対象に、長期の契約継続を前提としたアフターフォローなど、顧客本位の取組みの進捗状況について確認する。
- 外貨建一時払保険や仕組債の販売勧誘・顧客管理等に係る業界規則等への金融機関の対応状況を確認するとともに、外貨建債券や外国株式を含む幅広いリスク性金融商品について、経営陣の関与も含め、プロダクトガバナンス態勢、販売・管理態勢、報酬・業績評価体系について検証する。
- 投資経験が少ない NISA 利用者に対するニーズやリスク許容度の確認、商品特性や注意点等に関する説明、販売後のフォローアップの状況等を確認する。
- 持続可能なリテールビジネスを構築するためには、顧客本位の業務運営と統合的な経営戦略を策定することが重要であるとの観点から、管理会計を踏まえた同ビジネスの損益状況や金融商品毎の獲得手数料等にも着目しながら対話を行う。
- 法令違反・不適切行為の防止や顧客本位の業務運営の推進といった健全な企業文化の醸成等に向けた取組事例や課題等の実態把握を行う。
- 最善利益勘案義務に係る関係政府令・監督指針等の改正については、パブリックコメントの結果等



を踏まえ、施行に向けて対応を進める。

- 利益相反が生じうる事項の情報提供のルール化については、金融事業者の業務の実態を踏まえつつ、必要な内閣府令改正を行う。
- 各種雑誌への寄稿や業界団体等での講演等を通じて、顧客本位の業務運営の見える化の施策の趣旨や、金融機関による顧客本位の業務運営の確保に向けた情報を広く発信する。

(3) コーポレートガバナンス改革及び金融・資本市場の機能向上

① コーポレートガバナンス改革

【昨事務年度の実績】

- 金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」において、企業と投資家の実効的な対話の促進に向けた大量保有報告制度の見直しなどを検討し、報告書を公表した（2023年12月）。
- 大量保有報告制度における「共同保有者」の範囲の明確化を含む「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」が成立した（2024年5月）。

a) コーポレートガバナンス改革の実質化

- 「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」（2023年4月公表）を踏まえ、以下の取組を実施した。
 - ① 収益性と成長性を意識した経営の促進
東証より、株価純資産倍率（PBR）等の市場評価や、自己資本利益率（ROE）等の資本収益性を意識した経営の実現に向けた対応を要請（2023年3月、10月再周知）。要請に基づき開示を行った企業の一覧を公表した（2024年1月）。
 - ② サステナビリティを意識した経営の促進
女性役員比率の向上に向け、「女性版骨太の方針 2023」を踏まえ、東証の上場規程を改訂し、具体的な目標を盛り込んだ（2023年10月施行）。
 - ③ 独立社外取締役の機能発揮に向けた啓発活動
経済産業省・東証とも連携の上、社外取締役がその役割を果たすに当たり知るべき内容をまとめた「社外取締役のことはじめ」を公表し（2024年1月）、上場会社に対し周知を行った。
 - ④ グローバル投資家との対話促進等の取組を実施
第29回フォローアップ会議における議論を経て、「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム 2024」において、資本収益性等に関する指標や独立社外取締役の選任状況等のコーポレートガバナンスの状況を示す具体的なリストを作成・公表する旨、記載した。
- こうした取組のフォローアップと今後の方向性を示すため、第29回スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議（2024年4月開催）での議論を経て、「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム 2024」を取りまとめ、公表した（2024年6月）。

b) 企業情報の開示の充実

- 開示の効率化を図る観点から、東証と連携して四半期決算短信の見直しを進め、「金融商品取引法等



の一部を改正する法律」(2023年11月成立)のうち、四半期報告書制度の廃止に関する規定の施行に伴い、関係政令・内閣府令等の整備等を行った(2024年3月公布)。

- 四半期開示の見直しに伴う監査人のレビューに係る必要な対応について、企業会計審議会監査部会(2023年9月及び12月の計2回)において議論し、四半期レビュー基準の期中レビュー基準への改訂案等を取りまとめ、パブリックコメントを実施した(2023年12月)。それらの結果を踏まえ、企業会計審議会総会において最終化し(2024年3月)、当該基準等の改訂及び公表を行った(2024年3月)。また、企業会計審議会総会では、「継続企業の前提や不正に関する国際監査基準の改訂を踏まえた対応」について、今後、監査部会で審議することが承認された(2024年3月)。
- 2023年1月に改正された「企業内容等の開示に関する内閣府令」において、有価証券報告書等のコーポレートガバナンスに関する記載を拡充したこと等を踏まえて、コーポレートガバナンス開示の好事例の取りまとめを行い、公表した(2024年3月)。また、記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティや政策保有株式等に関する開示の課題対応に当たって参考となる開示例集を公表した(2024年3月)。あわせて、2024年3月より企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し取組の発信を行った。

【本事務年度の作業計画】

a) コーポレートガバナンス改革の実質化

- 「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム 2024」(2024年6月公表)に基づき、企業と投資家に対し、コーポレートガバナンス改革の着実な「実践」を促す。このため、具体的には、以下の取組を進める。
 - 企業と投資家の建設的な対話の促進に向け、より多くの企業において有価証券報告書の開示が株主総会前のタイミングになるよう、環境整備について検討を進める。
 - 協働エンゲージメントの促進や実質株主の透明性確保に向け、スチュワードシップ・コードの見直しを行う。
 - 機関投資家・議決権行使助言会社等におけるスチュワードシップ・コードの遵守状況を検証する。
 - 東証の資本収益性を意識した経営の実現に向けた対応に係る要請(2023年3月)について、東証と連携し、継続して各企業の取組状況のフォローを行う。また、グローバル投資家の期待に応える企業群のリスト化を行う。
 - 取締役会の実効性向上やサステナビリティを意識した経営の促進に向け、具体的な事例の共有に向けた取組みを進める。
 - 政策保有株式について、有価証券報告書における開示の適切性について検証を実施し、その結果を踏まえ開示の追加等の必要な措置を検討する。
※政策保有株式については、スタートアップ企業に対する積極的な出資を促す観点から、上記取組とあわせて、スタートアップ企業の株式をシナジー効果を見込んで保有する企業があることも踏まえ、そうした保有が促進されるよう、企業の有価証券報告書における好事例、株式保有に対する考え方等を紹介する取組も積極的に行う。

b) 企業情報の開示の充実

- 企業会計審議会総会の議論を踏まえ、監査部会において、国際監査基準の改訂を踏まえた対応について審議していくため、我が国の監査基準等への影響についてさらなる分析を進める。

- 今後も、有価証券報告書における政策保有株式等を含めたコーポレートガバナンス開示の好事例及び有価証券報告書レビューの審査結果等を取りまとめて公表する。あわせて、企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し取組の発信を行う。

② 金融・資本市場の機能向上

【昨事務年度の実績】

- 東証による以下の取組をフォローした。
 - 「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」において、英文開示の拡充等の施策について検討を進めた。
 - 「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」において、上場基準のあり方を含むグロース市場の機能発揮に向けた対応について検討を進めた。
 - グロース市場への新規上場時において、上場後の成長戦略に照らした IPO 目的の開示や投資家等への積極的な情報発信を促進する観点から、「グロース市場における投資者への情報発信の充実に向けた対応について」を公表した（2024年5月）。
 - あわせて、上場審査への正しい理解を促進する観点から、「上場審査に関するFAQ集」を公表した（2024年5月）。
 - 東証及び各地方取引所は、取引所規則を改正し、望ましい投資単位の水準の下限（5万円）を撤廃した（2023年10月施行）。

【本事務年度の作業計画】

- 東証の「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」における上場会社の企業価値向上に向けた取組、グロース市場の中長期的な機能強化に向けた検討等について、適切にフォローする。
- 東証等における投資単位が高い水準にある上場会社の投資単位の引下げに向けた取組を促すとともに、東証の「少額投資の在り方に関する勉強会」における、より少額で投資できる方策に関する検討について、適切にフォローする。
- JPX 総研における TOPIX の機能性のさらなる向上等に関する検討について、適切にフォローする。
- 株式決済期間の T+1 化について、海外市場の動向を注視しながら、市場関係者と連携し、実務的な検討を進める。

（4）市場の信頼性確保

① 市場監視の強化

【昨事務年度の実績】

- 市場関係者等から、市場において不正が疑われる取引等の情報や投資者保護上問題があると思われる情報を幅広く収集しており、一般から寄せられた情報は7,949件に上った。また、こうした情報等を基に、不正取引の疑いのある取引を抽出し、1,146件の取引審査を実施した。
- 市場区分の見直しの経過措置終了を見据え、今後、上場基準未達企業が上場基準をクリアするために何らかの不正行為を行うリスクがあることを踏まえ、上場基準未達企業の動向を注視したほか、



セキュリティトークンに係る現状や、非財務情報開示に係る監査法人における対応状況の把握等に取り組んだ。

- 「令和5事務年度証券モニタリング基本方針」を踏まえ、金融商品取引業者等に対する検査を69件（着手ベース）行い、業態横断的な検証事項（5項目）及び各業者の規模や業務内容に応じた業務の適切性や内部管理態勢の整備状況について検証した。また、行政処分勧告を9件行った。
- 課徴金勧告を30件（不公正取引19件、開示規制違反11件）、告発を4件行った。
- これまでに対応を行ってきた類型以外の非定型・新類型の事案である虚偽開示書類に係る特定関与行為や大量保有報告制度違反、高速取引行為による偽計に対して課徴金納付命令勧告を行った。また、偽計・風説の流布と粉飾を組み合わせた事案について、有用な客観証拠の押収・分析等を通じて実態を包括的に解明し、告発を行った。さらに、既存の定型的な事案とは異なる事象に対するアプローチを行う観点から、経済安全保障関連情報を中心として、情報収集・連携体制の見直しについての検討を行った。
- 「令和4事務年度開示検査事例集」（2023年8月）、「証券モニタリング概要・事例集」（2023年8月）、「令和5事務年度証券モニタリング基本方針」（2023年8月）、「令和5年度課徴金事例集・不公正取引編」（2024年6月）を公表し、コラムへの記載や記者向け勉強会の開催などを行い、事案の意義、内容及び問題点を明確にした上で、具体的でわかりやすい情報発信を実施したほか、中高生向けの新聞において、証券取引等監視委員会特集を企画し、証券取引等監視委員会の認知度向上に取り組んだ。また、市場関係者の市場監視業務に対する関心や理解を深めるため、外部講演や寄稿等を行った。
- 取引監視システムの刷新等に向け、次期システムの要件を検討し、2024年5月に設計・開発に着手するなどした。2023年度から稼働している預貯金等照会システムについては、適切な運用のほか、大手金融機関に対して同システムの利用促進に向けた働きかけを実施した。また、デジタルフォレンジック（以下「DF」）に係る次期システムのシステム構成等仕様の検討のため、稼働中システムの現状把握、課題の洗い出しを行ったほか、他の法執行機関（地検・国税・税関等）との情報交換や業界団体・専門業者が実施するDF研修の受講により、DF官の技術力の向上を図った。

【本事務年度の作業計画】

- 証券取引等監視委員会の市場監視業務にとって情報は要であり、市場全体について幅広く有用な情報を収集する。
- 市場監視の過程で得られた有用な情報や知見を集約・分析・蓄積し、市場監視全般に多面的・複線的に活用する。
- 市場全体に日常的に目を向けるとともに、国内外の市場環境の変化を適時に把握・分析することで、問題の未然防止や早期発見につなげる。取引所等から提供される膨大なデータも活用しながら、高速取引行為者による取引の実態把握を行う。
- 市場や上場会社を取り巻く環境変化や制度見直しの進展等を踏まえつつ、新たな商品・取引や監視の目の行き届きにくい商品・取引、上場会社による開示の充実に向けた取組等への確に対応する。
- 証券監督者国際機構（IOSCO）等の国際的な枠組みを通じた情報共有を進め、情報収集力を強化するとともに、グローバルな市場監視に貢献する。また、海外当局との積極的な連携を通じて、法執行事例等の情報や市場監視に係る問題意識等を共有し、市場監視に活用する。



- 金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努める。問題が認められた場合、事案の全体像の把握や根本原因の究明により、自主的な改善の促進を通じて、再発防止・未然防止につなげることをし、以下の点を中心に検証を行う。
 - 適合性原則を踏まえ、適正な投資勧誘等に重点を置いた内部管理態勢の構築や顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況
 - デジタル化の進展等を踏まえたビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢の構築、サイバーセキュリティ対策（インターネット取引における不正アクセス対策を含む）の十分性やシステムリスク管理（システム開発・運用管理や外部委託先の管理を含む）の対応状況等
- 一層複雑化・巧妙化する投資詐欺等について、「国民を詐欺から守るための総合対策」（2024年6月公表）も踏まえ、無登録で金融商品取引業を行う者及び無届で有価証券の募集等を行う者を排除するため、裁判所への禁止命令等の申立て等にさらに積極的に取り組む。また、投資者被害の未然防止等に資するよう、投資者への注意喚起等の情報発信を一層強化する。
- 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不正取引や開示規制違反の実態を解明する。また、事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげる。
- クロスボーダーの法令違反行為等に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行う。
- 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応する。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的に行う。
- これまで多数課徴金納付命令勧告等を行ってきた類型以外の非定型・新類型の事案等について積極的に対応する。
- 意図せざるものを含む法令違反・不適切行為の未然防止や、情報提供窓口、自主規制機関等を通じた一層の情報収集を図る観点から、個別事案や事例集の公表等において、事案の意義、内容及び問題点を明確にした、具体的で分かりやすい情報発信を行う。
- 市場監視業務の高度化・効率化を図るため、取引監視システム等における一層のデジタル化やデータ処理力のさらなる向上を図るとともに、DF技術の一層の向上及び情報システムの高度化を推進する。
- 市場の公正性・透明性の確保や投資者保護の実現には、各地において市場監視機能の一翼を担う財務局との協働・連携が不可欠であり、証券検査をはじめとする様々な分野においてさらなる情報共有を進め、意思疎通を十分に確保し、一体的な業務運営を図る。

② 監査品質の向上

総論

【昨事務年度の実績】

- 上場会社等の監査に係る監査法人等の登録制度の導入等を盛り込んだ改正公認会計士法及び関係政府令の施行（2023年4月）を踏まえ、日本公認会計士協会に設置された「上場会社等監査人登録審査会」の議論のフォローを行った。登録審査会において、2024年6月末時点で46の監査法人が上



場会社等監査人の登録を完了した。

- 「監査上の主要な検討事項 (KAM)」について、公表状況のフォローアップを行い、関係団体（日本公認会計士協会、日本アナリスト協会、公認会計士監査審査会）による取組についても意見交換等を通じてモニタリングを行った。
- 品質管理レビューの実効性確保については、審査会及び日本公認会計士協会の実務者による協議を通じて検討し、日本公認会計士協会と現状の課題等を共有した（実務者による協議は2023事務年度で7回実施）。

【本事務年度の作業計画】

- 上場会社等監査人登録に係る経過措置期間（2024年9月まで）も念頭に置き、引き続き日本公認会計士協会の取組を後押しする。
- 品質管理レビューの実効性確保については、引き続き、日本公認会計士協会の実務者との協議を実施する。

■ 監査法人等に対するモニタリング

【昨事務年度の実績】

- 「2023事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（2023年7月公表）に基づき、監査法人等の業務管理態勢・品質管理態勢の実効性に重点を置いたモニタリングを実施した。なお、モニタリングの実施に際しては、監査調書の電子化等の状況を踏まえて、検査資料の閲覧をリモートで行うなど、効率的なモニタリングの実施に務めた。

【2023事務年度における検査の実施状況（着手日ベース（2024年7月11日時点））】

- 大手監査法人：通常検査2法人、フォローアップ検査（報告徴収で代替）：2法人
- 準大手監査法人：2法人
- 中小監査事務所：5監査事務所
- 大規模監査法人については、モニタリング（検査と検査以外のモニタリング）を通じて改訂品質管理基準等の適用状況について確認している。また、これらの状況を踏まえて、モニタリングの実施方法等について、日本公認会計士協会と意見交換をするなど検討を行っている。
- 上場会社監査の担い手として中小監査事務所の役割が増大していることに鑑み、比較的規模の大きい中小監査事務所の経営層との対話（意見交換会）を実施した（2024年3月）。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、監査法人等への検査を実施する。また、効率的・効果的なモニタリングを実施するための方法等の検討を継続的に進める。
- 中小監査事務所に対する検査を重視した運用を行う。

■ グローバルな取組

【昨事務年度の実績】

- IFIAR の組織運営に責任を有する議長国及び代表理事国として、監査監督当局間の連携のもと、グ



ローバルな監査品質の向上のための議論を主導した。具体的には、以下の通り。

- ▶ 監査品質に影響を与え得る新規の監査・監査監督上の課題全般に関する意見交換を代表理事会レベルで機動的に実施できる体制の構築を主導し、監査における AI 及び生成 AI の活用等について議論したほか、監査業界で関心が高まるサステナビリティ報告の保証における監査法人の役割等の議論を牽引した。これらの監査をめぐる重要なテーマについては、大阪で開催した第 24 回 IFIAR 本会合においても、参集した国内外の多様なステークホルダーとともに、活発な意見交換を行った。
- ▶ 各種ステークホルダーとの対話等により、IFIAR の対外的コミュニケーション強化の取組を牽引した。特に、6 大監査法人ネットワーク CEO とは、各ネットワークの事業戦略、監査を取り巻く環境変化、人材確保、監査リスクと公益（監査業務の提供）とのバランスなど、監査品質をめぐる重要課題に関して幅広く対話を行った。
- IFIAR 議長国として、さらなる IFIAR メンバーの拡大に向けて、金融庁における既存のパイプも生かしながら、アジア諸国をはじめとする IFIAR 未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチへの積極的な貢献を行った（2023 年 11 月にはインド、2024 年 1 月にはアブダビグローバルマーケットが加盟）。
- IFIAR に加盟する当局として、全てのワーキング・グループ及びタスクフォース内の活動や個別プロジェクトの作業チームに積極的に参加するとともに、監査人及び監査に関連するリスクを議論するための会議をリードするなど IFIAR の活動に貢献した。特に、IFIAR メンバー当局検査官の技能研鑽と検査手法及び検査に係る経験や課題の共有を目的としたワークショップでは審査会から、IFIAR メンバーの関心が高い、高リスク監査の大手監査法人からより小さい監査事務所への異動についてプレゼンテーションを実施し議論を主導した。また、IFIAR 内の活動を通じて得られた海外動向等に係る知見を、監査法人等に対するモニタリングや対話に活用した。
- 東京にある事務局のホスト国として、IFIAR の事務局機能の維持・向上に向けた各種支援を継続したほか、国内の関連業界団体をメンバーとする「日本 IFIAR ネットワーク」総会・企画委員会（2024 年 5 月）を開催し、財務報告エコシステムに関わる国内の関係者と意見交換を行った。また、同ネットワークの活動やこれを契機とした講演・寄稿等を通じて、IFIAR の議論の成果を国内に発信するとともに、多様なステークホルダーの課題意識を聴取した。

【本事務年度の作業計画】

- 議長国として、IFIAR の組織運営を主導する立場から、メンバー当局による IFIAR の活動への積極的な関与の促進や IFIAR がより機動的・的確に諸課題に対応できるような体制の整備、様々なステークホルダーとの積極的な対話等による IFIAR の対外的コミュニケーションの強化の取組を牽引する。また、こうした取組を推進することで、サステナビリティ情報に対する関心の高まりや技術革新の進展等の環境変化を踏まえたグローバルな監査品質の向上に一段と貢献するほか、参加要件を緩和した準会員資格の活用も視野に入れてアジア諸国をはじめとする IFIAR 未加盟の監査監督当局に対するアウトリーチを一層強化する。
- 事務局のホスト国としては、IFIAR に一貫した支援を継続するほか、「日本 IFIAR ネットワーク」等を通じ、IFIAR における議論について国内の関係者に広く発信を行うとともに、国内のステークホルダーの課題意識を聴取する。



- 我が国の監査監督当局として、IFIAR 加盟国を含む各国の監査監督当局と一層連携を強化する。また、監査業界における生成 AI 利活用に関する研究プロジェクトを実施するなど、監査品質に影響を与え得る新規の監査・監査監督上の課題として各国の関心が高い分野について、知見の蓄積を図るとともに、積極的に IFIAR メンバーに共有する。

公認会計士試験

【昨事務年度の実績】

- 受験者の増加に伴い、財務局と連携し試験場や試験実施に必要な人員の確保を行った。また、採点負担軽減のため試験委員の増員を行うとともに、一部科目においてデジタル採点システムの導入を進めた。
- オンラインによる出願が定着し、受験者の 95%がインターネットによる出願を行うようになった。また、2025 年試験からの完全オンライン化に向けてシステムの更新を行った。
- 各試験の風水害や地震などの自然災害、北朝鮮のミサイル発射などに係る BCP についてあらかじめ検討、対応方針を財務局と連携した。
- 論文式試験の採点前答案用紙等の開示請求が増加していることに伴い、開示請求者の負担軽減・利便性の向上及び行政事務の改善・効率化のため、論文式試験にて答案用紙を提出した受験者全員に対し、開示請求がなくとも採点前答案用紙等を郵送することとした。
- 2023 年 7 月以降、審査会会長・委員による大学生向けの講演を行った（23 先）。

【本事務年度の作業計画】

- 受験者が増加している状況を踏まえ、引き続き、受験会場の確保や試験の採点負担への対応等の取組を進める。
- 2024 年度（2025 年試験）からの公認会計士試験インターネット受付システムの更新に伴い、インターネット出願における利用者利便の向上を図る。
- 引き続き、自然災害等に対する BCP 対応も含め、円滑かつ適正な試験運営を行う。
- 引き続き、大学生等向けの講演を行う。

会計基準の高品質化

【昨事務年度の実績】

- 企業会計基準委員会（ASBJ）による実務対応報告第 45 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」及び企業会計基準第 32 号「『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正」の公表（2023 年 11 月）を踏まえて、内閣府令等の改正を行った（2024 年 2 月）。また、ASBJ による実務対応報告第 46 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表（2024 年 3 月）を踏まえて、内閣府令等の改正案についてパブリックコメント手続を開始した（2024 年 6 月）。
- ASBJ は、我が国の関係者の意見を踏まえた上で、国際会計基準審議会（IASB）に対して技術的な助言を行う会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）の会議の機会を含め、継続的に国際的な意見発信を実施した。



- 国際会計基準（IFRS）任意適用企業の拡大を推進しており、2024年6月末時点でのIFRS任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は288社、全上場会社の時価総額の47.1%まで増加している。
- 国際会計・サステナビリティ開示人材ネットワークの登録者は1,597名（2024年4月）となっている。同ネットワークの登録者等を対象に、日本公認会計士協会・公益財団法人財務会計基準機構（FASF）共催のIASBセミナーにて第10回シンポジウム（2023年10月）が開催された。

【本事務年度の作業計画】

- 我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、引き続き日本基準の高品質化に取り組む。
- IASBにおけるIFRSの基準開発プロジェクトに関して、我が国の考え方をIFRSに反映する等の取組を強化する。また、国内においては、IFRSへの移行を容易にするための取組を進めることにより、IFRSの任意適用企業の拡大を促進する。
- 国際会計人材を育成し、国際的な基準策定等に参画する。

EDINET

【昨事務年度の実績】

- 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正（2023年1月）によって、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたことに伴い、EDINETにおいてタクソノミの要素を追加した「2024年版EDINETタクソノミ」を開発し、同年12月に公表した。
- 改正金融商品取引法（2023年11月成立）の施行に向け、四半期報告書の廃止、半期報告書や臨時報告書等の公衆縦覧期間の延長等に対応するため、EDINETにおける書類の提出機能や閲覧機能の改修作業を進めた。

【本事務年度の作業計画】

- 「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」（2024年5月成立）を踏まえ、大量保有報告書及び公開買付届出書の見直しに関する制度改正に対応するため、EDINETのシステム改修に向けた調達手続に取り組む。
- 四半期報告書の廃止に伴うEDINETタクソノミの改修等に取り組む。

（5）資産運用業の改革

① 資産運用会社の競争力強化やガバナンス改善・体制強化

【昨事務年度の実績】

- 「資産運用立国実現プラン」において、大手金融機関グループにおける運用力の向上やガバナンス改善・体制強化、資産運用会社等におけるプロダクトガバナンスの確保等に関する施策が示された。
- 特に、資産運用ビジネスを傘下にもつ大手金融機関グループに対し、資産運用ビジネスの位置づけのほか、運用力の向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表を要請した。また、金融庁ウェブサイト上において、各社の取組状況を一覧化したページを開設した。
- プロダクトガバナンスの確立に向けて、金融審議会市場制度ワーキング・グループ（2024年4月か



ら計3回)において議論・検討を行った。その結果を踏まえ、プロダクトガバナンスに関する補充原則を追加した「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂案を取りまとめ、同改訂案のパブリックコメントを実施した(2024年7月)。

【本事務年度の作業計画】

- 大手金融機関グループが策定したプランについては、各社における取組状況をフォローアップするとともに、各社に継続的な取組の深化を求める。
- 金融審議会市場制度ワーキング・グループにおける議論等を踏まえた「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂案については、パブリックコメントの結果を踏まえ、2024年秋を目途に最終化を行う。
- くわえて、プロダクトガバナンスの実効性を高める観点から、組成会社と販売会社間の情報連携のあり方等について、各業態の自主規制機関等において行われる実務的な検討をよくフォローする。また、これらの検討を踏まえた資産運用会社等の取組状況をフォローアップする。

② 日本独自のビジネス慣行や参入障壁の是正

【昨事務年度の実績】

- 拠点開設サポートオフィスにおいて、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行い、ワンストップ対応による業登録が15件完了した(2023年7月~2024年5月の件数。変更登録含む。なお2021年1月の拠点開設サポートオフィス立ち上げから2024年5月までの業登録・届出の累計数は38件)。
- 縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的とした支援事業を実施中であり、英語での業登録・届出支援が9件完了した(2023年7月~2024年5月の件数)。
- 投資信託に関するシステムの寡占化等による非効率性の是正に向け、「資産運用立国実現プラン」に沿って関係者と改善を進めた。
- 「資産運用立国実現プラン」において、投資信託の基準価額に関する一者計算の普及に向けた環境整備、新規参入を促進するため適切な品質が確保された事業者へのミドル・バックオフィス業務の外部委託や運用権限の全部委託を可能とする規制緩和等に関する施策が示された。
- 投資信託の基準価額に関する一者計算の普及に向けた環境整備について、計理処理の標準化等に向け、2024年6月に投信協にてガイドラインを策定した。また、2024年6月に、投資信託委託会社が基準価額の計算過誤等に関する対応方針(マテリアリティポリシー)を定める場合の留意点を金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針にて規定した。
- 投資運用業者からミドル・バックオフィス業務を受託する事業者の任意の登録制度の創設、当該創設に伴う投資運用業の登録要件の緩和、運用権限の全部委託を可能とする措置を講ずる「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」が成立した(2024年5月)。

【本事務年度の作業計画】

- 「拠点開設サポートオフィス」(現在は東京都内にのみ設置)について、自治体の協力が得られることを前提に、2024年度中をめどに金融・資産運用特区の全4地域に設置する。
- 金融・資産運用特区における地方自治体との緊密な連携体制を整備し、縦割りを打破した官民一体



の金融創業支援ネットワーク構築を目的とした支援事業を継続し、外国人のニーズや行政面の課題についての情報を把握し、今後の改善策検討や効率化につなげる。

- 資産運用会社が販売会社と投資信託の情報をやりとりする公販ネットワークについて、関係者と連携しつつ、システムベンダーに対し、2025年度内を目途に互換性を確保するよう促す。
- 投資信託委託会社、信託銀行、システムベンダーなどの関係各主体の取組状況をフォローするなどして、一者計算の普及を促す。
- 投資家保護に支障がなく重大な変更該当しない投資信託約款の変更の類型について明確化等を検討する。
- 投資運用業者からミドル・バックオフィス業務を受託する事業者の任意の登録制度の創設、当該創設に伴う投資運用業の登録要件の緩和、運用権限の全部委託を可能とする、「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」の施行に向け、関係する政府令等の制度整備を進める。

③ 金融・資産運用特区の推進

【昨事務年度の実績】

- 2024年6月、国や対象地域（北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市の4地域）の地方公共団体が実施する金融・ビジネス・生活環境等に関する規制改革等の取組を盛り込んだ「金融・資産運用特区実現パッケージ」を公表した。

【本事務年度の作業計画】

- 「金融・資産運用特区実現パッケージ」に沿って、国や対象地域（北海道・札幌市、東京都、大阪府・大阪市、福岡県・福岡市の4地域）の地方公共団体と連携しながら規制改革等の取組を着実に進める。
- くわえて、「金融・資産運用特区」において、地方公共団体と地域金融機関等の連携を通じたGX推進の取組等、各地方公共団体の取組を支援する。なお、各特区の取組の特徴は以下の通り。
 - ① 北海道・札幌市：GXに関する資金・人材・情報を集積し、GX金融・資産運用特区を実現
 - ② 東京都：国際金融センターとしての環境を一層整備し、日本・アジアのサステナブルファイナンスやスタートアップの育成を推進
 - ③ 大阪府・大阪市：海外投資を呼び込みながら、スタートアップ等によるイノベーションの実現を推進
 - ④ 福岡県・福岡市：アジアのゲートウェイとして金融機能を強化し、福岡・九州のスタートアップ等を育成

④ 新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）の実施

【昨事務年度の実績】

- 新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）については、金融機関との意見交換会等を通じて、銀行や保険会社等の金融機関に対して新興運用業者を積極的に活用した運用を行うこと等を要請した（2023年12月～2024年2月）。



- くわえて、金融機関グループ等におけるさらなる取組を後押しするため、金融機関のEMPに係る取組事例を公表した（2024年6月）。さらに、当該取組事例の公表ページや投資信託協会・日本投資顧問業協会が公表した新興運用業者に関するエントリーリスト等、EMPに関する情報発信をするため、これらの情報をまとめた特設ページを作成した（2024年6月）。

【本事務年度の作業計画】

- 新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）については、金融機関グループ等における取組事例の把握を継続し、必要に応じて取組事例の更新を行う予定。また、2024年夏目途に策定されるアセットオーナー・プリンシプルを踏まえ、アセットオーナーにおけるEMPに関する取組状況について内閣官房等を通じて把握する。
- Japan Weeks 2024 期間中に開催される資産運用フォーラムにおいて、新興運用業者に関するプログラムを官民連携して開催するなど、金融機関グループ等による新興運用業者の積極的な活用を推進する。

（6）アセットオーナーシップの改革

【昨事務年度の実績】

- 「資産運用立国実現プラン」において、「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を2024年夏目途に策定する」とされた。
- これを受けて、内閣官房に「アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会」が設置され（2024年3月）、計4回の議論を経てアセットオーナー・プリンシプル案が取りまとめられた（2024年6月）。その後、内閣官房によるパブリックコメントが開始された。
- 年金関係者も対象とする最善利益勘案義務を規定した改正金融サービス提供法が成立したことを踏まえ、顧客の最善の利益が確保されるようなモニタリングのあり方について検討を行った。

【本事務年度の作業計画】

- アセットオーナー・プリンシプルについて、パブリックコメントを踏まえ、内閣官房において2024年夏目途に最終化する。
- その後、各アセットオーナーはそれぞれの所管省庁に対して受入表明を行い、内閣官房において受入状況を整理・公表することとされており、金融庁においても受入れの呼びかけ・フォローアップを行う。
- アセットオーナーを支える金融機関の資産運用ビジネス（確定拠出年金運営管理機関等における企業年金向けビジネスを含む）の高度化に向けて、金融機関等に対するアンケート調査や対話等を通じて、モニタリングを実施する。



(7) スタートアップへの成長資金の供給等と運用対象の多様化

総論

【昨事務年度の実績】

- 「金融審議会市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書」（2023年12月公表）において、投資型クラウドファンディングにおける企業の発行総額上限の引上げ及び投資家による投資上限の柔軟化等が提言された。
- 非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化について、上記報告書を踏まえ、プロ投資家を対象として仲介に特化する場合は第一種金融商品取引業の登録要件を緩和するとともに、私設取引システム（PTS）について、取引規模が限定的な場合には認可を要せず第一種金融商品取引業の登録により運営可能とする等の内容を含む「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布された（2024年5月）。
- 上記報告書を踏まえ、「ベンチャーキャピタルに関する有識者会議」を3回開催し、広く内外機関投資家から資金調達を目指すベンチャーキャピタルについて、ファンドへの投資者及びファンド運営管理者における推奨・期待される事項を定めた「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項（案）」を公表した（2024年7月パブリックコメント開始）。
- 上記報告書にて、少額募集に係る有価証券届出書の開示内容の簡素化や事後交付型株式報酬に係る開示規制の明確化等について提言された。具体的には、少額募集に係る有価証券届出書の最近5事業年度の財務諸表の記載を不要とし、最近2事業年度のみとすることや、譲渡制限付株式ユニット（RSU）等の事後交付型株式報酬に係る開示規制を明確化するとともに、事後交付型株式報酬について、ストックオプション及びRSと同様、有価証券届出書の提出に代えて臨時報告書の提出で足りるとする特例を設けること等が提言された。
- 新規公開時に提出される有価証券届出書等において記載されるストックオプションの保有者の個人情報記載の見直し等に関する内閣府令の改正を行った（2024年4月）。
- RSの付与に際して臨時報告書の提出で足りるとする特例について、発行会社の株式報酬規程やRSの割当契約等に、取締役等の死亡その他正当な理由による退任又は退職や、発行会社の組織再編成等といった事由が生じた際、譲渡制限を解除する旨の条項が含まれている場合であっても、当該特例の要件を満たすことを、企業内容等開示ガイドラインにおいて明確化した（2023年12月適用）。
- 銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲拡充については、当該範囲拡充に係る要件緩和の内容を盛り込んだ内閣府令案（出資可能なスタートアップの設立年数等要件を10年から20年に延長）を公表した（2024年6月パブリックコメント開始）。
- 銀行等による融資促進については、ベンチャーデットに対する取組事例や課題を把握するため、銀行等への実態調査を実施し、調査結果を「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」において公表した（2024年6月）。
- FIN/SUM2024において、金融機関とスタートアップ企業が、ベンチャーデットのさらなる活用の可能性について議論するパネルディスカッションを実施した。
- 金融機関による投資促進については、金融機関によるファンドの組成や地域金融機関によるスタートアップへの投資について、銀行等に対しヒアリングを実施した。
- 資産運用立国実現プラン等において、投資信託への非上場株式の組入れ、外国籍投資信託の国内籍



公募投資信託への組入れ、外貨建国内債（オリガミ債）の発行円滑化及び累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げ等に関する施策が示された。

- 累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げについては、金融商品取引業等に関する内閣府令等を改正した（2024年3月）。
- 投資信託協会において、投資信託への非上場株式の組入れに係る自主規制規則の改正を行った（2024年2月施行）。
- 東証において、上場ベンチャーファンドによる情報開示の範囲・頻度等の見直しを含めた有価証券上場規程の改正を行った（2024年3月）。
- 「金融審議会市場制度ワーキング・グループ報告書」（2024年7月公表）において、株主を一元化するスキームを活用したクラウドファンディングの活用促進の観点から、実態に即した体制整備での投資運用業の登録が可能であることを明確化すること等が提言された。
- 我が国市場でのGX・サステナビリティ投資商品のあり方について、関係者が対話を通じて基本的な認識共有を図ることを目的に「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を開催し（2023年12月から計4回）、「『サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ』対話から得られた示唆¹」を公表した（2024年7月）。

【本事務年度の作業計画】

- 投資型クラウドファンディングにおける発行総額上限の引上げ及び投資家による投資上限の柔軟化等に係る政府令の改正等を行う。
- 「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」について、パブリックコメントの実施結果を踏まえ、本年中の策定に向けた手続を進める。
- 少額募集に係る有価証券届出書の開示内容の簡素化については、金融審議会市場制度WG・資産運用TF報告書の提言を踏まえて内閣府令の改正案の検討を行う。
- 非上場株式の発行市場・流通市場の活性化に向けて、改正金融商品取引法（2024年5月成立）に基づく制度整備を図ると共に、発行企業の資金調達の効率化と投資家保護に留意しつつ勧誘のあり方を検討する等、日本証券業協会等と連携しながら必要な検討を行う。
- 金融商品取引法上の特定投資家の要件のさらなる明確化等の検討を行う。
- 特定投資家私募制度については、引き続き市場関係者へのヒアリングを通じて実際のニーズを調査しつつ、投資家保護の観点も踏まえ、勧誘時に特定投資家以外の者も含めてインターネット閲覧を認めること等について検討を行う。
- RSU等の事後交付型株式報酬に関する特例の新設等については、実務上の論点や関係者へのヒアリングを踏まえ、金融商品取引法施行令等の改正に向けて検討を行う。
- 銀行グループが出資可能なスタートアップの範囲拡充については、パブリックコメントの実施結果を踏まえ、銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令案の公布・施行に向けた手続を進める。
- ベンチャーデットの拡大に向け、海外調査を踏まえ、金融機関による新たな審査目線の構築や専門人材の育成・確保を促す。
- 融資を通じたスタートアップへの資金供給について、銀行等へのモニタリングの中で、ヒアリング等を通じ、スタートアップ向けの支援の状況についても、機動的に確認、フォローする。

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20240705.html>



- 金融機関による投資促進については、引き続き、金融機関による投資専門子会社等を活用したファンドの組成、スタートアップへの投資等について、取組を促す。
- 外貨建国内債（オリガミ債）の発行円滑化については、外国口座管理機関の下位に国内口座管理機関を設置できるよう制度整備を行う。
- 投資信託協会における自主規制規則の改正により、外国籍投資信託の国内籍投資信託への組入れに向けた環境整備を行う。
- 上場ベンチャーファンドにおける自己投資口の取得について、不正防止等の措置等を考慮のうえ、内閣府令の改正を検討する。
- 「金融・資産運用特区実現パッケージ」を踏まえ、プロ向けのベンチャーファンドへ出資可能な投資家に関する規制（適格機関投資家等特例業務）について、地域限定で緩和するための所要の措置の検討を行う。
- 『「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」対話から得られた示唆』を踏まえ、サステナブルファイナンス有識者会議において、サステナビリティ投資の基本的概念・実務等について議論を行う。

■ 上場等のあり方

【昨事務年度の実績】

- 東証による以下の取組をフォローした。
 - 「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」において、上場基準のあり方を含むグロース市場の機能発揮に向けた対応について検討を進めた。
 - グロース市場への新規上場時において、上場後の成長戦略に照らした IPO 目的の開示や投資家等への積極的な情報発信を促進する観点から、「グロース市場における投資者への情報発信の充実に向けた対応について」を公表した（2024年5月）。
 - あわせて、上場審査への正しい理解を促進する観点から、「上場審査に関する FAQ 集」を公表した（2024年5月）。
 - 「新規上場ガイドブック（グロース市場編）」を改訂し、先行投資型バイオベンチャーの上場審査のポイントの明確化を行った（2023年10月公表）。
- IPO プロセスにおける既存株主等の口座情報を求める際の、通知に係る期間の規定の見直し等の措置を講ずる「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が成立した（2023年11月公布）。

【本事務年度の作業計画】

- 東証の「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」におけるグロース市場の機能発揮に向けた検討等について、適切にフォローする。
- バイオベンチャーの上場審査について、東証における「新規上場ガイドブック（グロース市場編）」等の記載のさらなる明確化の検討や、市場関係者の理解促進等の取組をフォローする。
- 「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の円滑な施行に向けて、関連する法令の整備を行う。



適切な市場間競争

【昨事務年度の実績】

- 私設取引システム（PTS）の売買高上限の緩和等に係る論点の整理を踏まえ、必要な政府令等の改正を検討した。

【本事務年度の作業計画】

- PTSの売買高上限の緩和等に係る論点の整理を踏まえ、引き続き必要な政府令等の改正を検討する。

銀証ファイアーウォール規制

【昨事務年度の実績】

- 上場会社等に関する顧客情報をグループ内の銀行・証券会社間等で共有する場合は顧客の事前同意を不要とする規制緩和が行われた（2022年6月）ことを踏まえ、金融機関における優越的地位の濫用防止態勢、利益相反管理態勢及び顧客情報管理態勢の整備状況についてモニタリングを行っている。
- 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ報告書」が取りまとめられ（2024年7月）、「当ワーキング・グループにおいて銀証ファイアーウォール規制に関する議論を行う際には、当該モニタリングの結果を踏まえる必要があると考えられるため、継続的に検討していく」とされた。

【本事務年度の作業計画】

- 上記の金融審議会「市場制度ワーキング・グループ報告書」において示された考え方を踏まえ、関係部署との連携を図りつつ、引き続き検討を行う。

決済・清算制度・デリバティブ取引の安定性・透明性向上

【昨事務年度の実績】

- 危機管理グループ会合や監督カレッジ会合に参加し（2023年7月以降では8回）、外国清算機関の母国当局との連携を強化した。
- 取引情報報告の報告事項の拡充（2024年4月）に向けて、「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン」を改正した（2023年11月パブリックコメント結果公表）。また、取引情報蓄積機関と各金融機関のシステム連携をサポートするほか、金融庁の取引情報報告・蓄積システムの整備を実施し取引情報蓄積機関経由での報告に一本化した（2024年4月）。

【本事務年度の作業計画】

- 今後も危機管理グループ会合や監督カレッジ会合に参加し、引き続き外国清算機関の母国当局との連携を強化する。
- 2025年4月から開始する新たな取引情報報告事項（UPI；固有商品識別子）について、円滑に報告が開始されるよう、各金融機関の対応をサポートするとともに、金融庁の取引情報報告・蓄積システムの整備を実施する。



外国為替取引における決済リスク削減

【昨事務年度の実績】

- ファンド為替 PVP²化プロジェクトチームにオブザーバーとして出席（2023年8月、2024年3月）することを通じ、信託勘定における外国為替取引への同時決済の導入に向けた進捗状況を確認するとともに、対応を促した。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き関係者の対応状況をモニタリングするとともに、関係者間の連携の強化や取組への理解の促進に努める。

（8）対外情報発信・コミュニケーションの強化

【昨事務年度の実績】

- 国際金融センターの特設ウェブサイトのコンテンツ拡充や海外主要メディアを活用した広報を実施した。また、「Japan Weeks」を含む国内でのイベント開催・登壇、海外出張先における現地金融事業者との面会やイベントでの登壇等、積極的にプロモーション活動を実施した（2023年7月以降、8回（ニューヨーク、ロンドン、パリ、シンガポール、香港、韓国））。
- 内外の関係者との対話や日本市場の魅力等に関する情報発信を行う「資産運用フォーラム」を、関係事業者や投資家等と連携しつつ立ち上げることとし、そのための準備委員会を設立した（2023年12月）ほか、会員募集を開始した（2024年6月）。
- 2024年度税制改正要望において、クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直しについて要望を行った（継続検討）。
- AI翻訳サービスについて、金融庁の英語発信力強化に向けて、庁内での利用普及に努めた。

【本事務年度の作業計画】

- 国際金融センターを含む資産運用立国の実現に向けた施策を内外の関係事業者や投資家のニーズに沿った形で進めるとともに、日本市場の魅力等に関する情報発信を行う。
- 上記を達成するために、国際金融センターの特設ウェブサイトのコンテンツをさらに拡充する。また、在外公館等とも連携し、世界の主要な国際金融都市へ定期的に出張してのイベント参加や、2024年9月下旬から10月上旬の「Japan Weeks」開催、その期間中の「資産運用フォーラム」の立ち上げ等を行う。
- 2024年度税制改正プロセスの結果、継続検討とされた「租税条約等の手続きの見直し」について、手続きの簡素化・デジタル化に向けた対応など、実務的な論点を検討の上、早期の実現を図る。
- AI翻訳サービスについて、業務への活用拡大に努め、金融庁からの英語での発信を促進する。

² Payment Versus Payment



2. サステナブルファイナンスの推進

(1) 企業のサステナビリティ開示の充実と信頼性の確保

【昨事務年度の実績】

- ISSB における活動に対し、サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) 等の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信等の取組を進めた。中でも、人的資本に関するサステナビリティ開示基準の整備については、ISSB における将来的なアジェンダの優先度に関する市中協議に対するコメントレターの提出等、我が国としても積極的な意見発信を行った。
- 市中協議で得たステークホルダーからのフィードバックを踏まえ、2024 年 6 月、ISSB においては、今後 2 年間の活動として、IFRS S1 及び S2 号の導入の支援を最優先課題とすること、それに次ぐ優先課題として、サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) スタンドアードの向上と、「生物多様性、生態系及び生態系サービス」及び「人的資本」に関連するリスクと機会の開示に関するリサーチプロジェクトに取り組むことを公表。
- 令和 5 年度補正予算において、人的資本関連プロジェクトを含む ISSB による新規基準設定作業を促進するために必要となる資金を IFRS 財団に対して拠出した。
- サステナビリティ情報に対する第三者による保証についても、国際的な基準開発の議論が進む中、国内の関係者と連携して、国際基準を開発している国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 及び国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) に対して意見発信を行った。
- 財務諸表監査及びサステナビリティ保証に関する高品質な国際基準の設定に貢献するため、2023 年度補正予算において、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 及び国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) のデュープロセスの監視を行う公益監視委員会 (PIOB) の活動に対して、資金を拠出した。
- 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」を設置し、サステナビリティ情報に係る昨今の国際的な動向や要請を踏まえ、我が国資本市場の一層の機能発揮に向け、投資家が中長期的な企業価値を評価し、建設的な対話を行うに当たって必要となる情報を、信頼性を確保しながら提供できるよう、同情報の開示やこれに対する保証のあり方について検討を開始した。
- 2023 年 1 月に改正された「企業内容等の開示に関する内閣府令」において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されたこと等を踏まえて、サステナビリティ開示の好事例の取りまとめを行い、「記述情報の開示の好事例集 2023」を公表した (2023 年 12 月公表、2024 年 3 月に更新)。また、記載内容の適正性の確保に努めるため、有価証券報告書レビューを実施し、識別された課題及び留意事項等並びにサステナビリティ等に関する開示の課題対応に当たって参考となる開示例集を公表した (2024 年 3 月)。あわせて、2024 年 1 月より企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し、取組の発信を行った。
- G7・G20 等の場においても、グローバルに比較可能で相互運用性のあるサステナビリティ開示枠組を促進するという立場から国際的な議論に貢献し、2024 年 5 月の G7 財務大臣・中央銀行総裁会合および 7 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会合では、その方向の文言がそれぞれの声明に盛り込まれた。



【本事務年度の作業計画】

- 金融審議会において、東証プライム市場上場会社の全部又は一部を対象にした、ISSB のサステナビリティ開示基準と機能的に同等な国内基準の適用やサステナビリティ情報に対する保証のあり方等について検討を進め、結論を取りまとめる。
- ISSB によるサステナビリティ開示基準のうち、新たにリサーチプロジェクトが始まる人的資本の分野につき、投資家のニーズを充足した基準開発に貢献すべく、国内の関係者と連携しながら、国際的な議論への参画や意見発信等を進める。
- また、IFRS 財団アジア・オセアニアオフィスについては、地域関係者へのアウトリーチの実施や、地域の課題を把握し基準設定に意見発信するなど、ISSB のアジア・オセアニア地域における拠点としても機能することが期待されるほか、ISSB における新たなリサーチプロジェクトに積極的に関与していくことも考えられ、同オフィスの活動についても、国内関係者と連携して引き続きサポートを行う。
- 引き続き、財務諸表監査及びサステナビリティ保証に関する高品質な国際基準の設定に貢献する。
- 今後も、有価証券報告書におけるサステナビリティ開示の好事例及び有価証券報告書レビューの審査結果等を取りまとめて公表する。あわせて、企業等に対する開示充実のためのセミナー等に参加し、取組の発信を行う。
- 引き続き、G7 や G20 において行われているサステナビリティ開示に係る議論に積極的に貢献する。

(2) 透明性の高いデータ基盤の整備

【昨事務年度の実績】

- 文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省と共同で開催した「気候変動リスク・機会の評価等に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会」における意見交換を踏まえ、気候変動に係るデータとその利活用に向けた課題と今後の期待に関する主な意見を記載した「気候変動リスク・機会の評価等に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会 課題と関係者の今後の取組への期待³」を公表した（2024年7月）。
- 環境省・文部科学省・国土交通省・国立環境研究所と共同で、気候変動リスクに係る情報の活用促進に向けて「気候変動リスク産官学連携ネットワーク公開シンポジウム」を開催し、企業や金融機関による取組事例の紹介、実務者によるパネルディスカッションを実施した（2023年11月）。
- Climate Data Steering Committee (CDSC) にメンバーとして参加し、Net-Zero Data Public Utility (NZDPU) の設立に向けた議論に参加した。
- 「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」（2022年12月公表）の受入れを表明した評価機関等リスト⁴を公表した（2024年1月、7月）。

【本事務年度の作業計画】

- サステナビリティに係るデータ等の実態把握を行い、データの整備のあり方等について、国際的な議論・取組も踏まえつつ、官民が連携して検討を進める。

³ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20240709-1.html>

⁴ https://www.fsa.go.jp/singi/esg_hyouka/list.html



- 引き続き NZDPU に向けた議論に参加し、我が国における利活用や課題に関する情報収集を行い、さらなる発展について検討を行う。
- 文部科学省・農林水産省・国土交通省・環境省と共同で「気候変動関連データ活用と適応に関する実践パネル」を開催し、データの利活用を含む関係者の取組事例や課題感等を共有しつつ、協働の可能性等を実践的に議論する。
- 「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」の受入れを表明した評価機関等リストを原則、半期毎に更新・公表する。また、「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」に賛同した ESG 評価・データ提供機関における態勢整備の状況等について実態把握を行い、さらなる対応の要否等について検討を行う。

(3) 金融機関による脱炭素に向けた企業支援等の促進

【昨事務年度の実績】

- 地域金融機関や地域企業へのヒアリング、財務局との意見交換等を通じて、地域の脱炭素に関する取組事例や課題等の実態把握を行った。
- 東京証券取引所において、カーボン・クレジット市場を開設した（2023年10月）。
- カーボン・クレジット取引の透明性・健全性を高め、投資家保護を促進する観点から、「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」の第1回を開催した（2024年6月）。
- 「カーボン・クレジットの取扱いに関する Q&A」を改訂し、GX リーグにおける超過削減枠が、各業法の業務範囲規制における算定割当量「その他これに類似するもの」に該当する旨等を明確化した（2024年6月）。
- 経済産業省・環境省と共同で開催した「官民でトランジション・ファイナンスを推進するためのファイナンスド・エミッションに関するサブワーキング」における議論を踏まえ、「ファイナンスド・エミッションの課題解決に向けた考え方について⁵」を公表した（2023年10月）。
- 環境省と共同で「金融機関向けポートフォリオ・カーボン分析支援事業」及び「地域金融機関向けTCFD 開示に基づくエンゲージメント実践プログラム」を実施し、成果を踏まえたガイダンスを公表した（2024年3月）。
- アジアで活動する金融機関、アジア開発銀行、GFANZ、ASEAN 金融当局等が参画する「アジア GX コンソーシアム」のキックオフ会合を開催した（2024年3月）。
- トランジション・ファイナンスについては、G20 や G7、各基準設定主体において、その重要性を主張し、国際的な議論を主導した。特に、IPSF（サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム）のタスクフォースにおいて引き続き共同議長を務め、報告書を取りまとめ、COP28 において公表した。2023年9月より、FSB に新たに設置された移行計画ワーキング・グループにおいて議長職を務めている。
- COP28（2023年12月開催）に加え、G20、FSB、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）をはじめとした国際的な会議において、気候関連金融リスクや、生物多様性も含めた自然関連金融リスクに係る議論に参加した。

⁵ https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20231002_2.html



【本事務年度の作業計画】

- リソースやノウハウ等が不足する中堅・中小企業における脱炭素の取組を支援するため、関係省庁と連携し、補助事業の展開支援等を進める。
- 「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」において、カーボン・クレジットに係る取引インフラと市場慣行のあり方等について議論を進める。
- 関係省庁と連携し、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」の改訂等について議論を進める。
- 「アジア GX コンソーシアム」における議論内容について、2024 年秋以降に对外発信を行い、トランジション・ファイナンスを推進する。
- 国際的な議論、民間の動向把握を通じて、気候関連金融リスクや金融の役割の考察を行う。

(4) インパクト投資の実践・拡大

【昨事務年度の実績】

- 「インパクト投資に関する基本的指針（案）」（2023 年 6 月公表）についてパブリックコメント等を経て最終化し、「インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針⁶」を公表した（2024 年 3 月）。
- 「インパクトコンソーシアム」を立ち上げ（2023 年 11 月）、第 1 回総会及び「インパクトフォーラム」を開催した（2024 年 5 月）。

【本事務年度の作業計画】

- 「インパクトコンソーシアム」において、以下の 4 つの分科会を開催し、参加者の自主的な課題設定・議論を軸とし、特に官民が協働して議論を進めることが有効な事項について議論を行う。
 - ① データ・指標分科会：関係者のニーズを踏まえ、既存のインフラでは不足しているデータ・指標や分野等を特定し、望ましいデータベースについて議論を行う。
 - ② 市場調査・形成分科会：上場市場におけるインパクト投資やインパクト評価を企業価値向上につながる企業戦略のあり方について議論を行う。
 - ③ 地域・実践分科会：地域におけるインパクトの創出について、地域内外の幅広い関係者間での共通理解を醸成し協働を得る方法論や、インパクトを考慮した事業評価の視点等について議論を行う。
 - ④ 官民連携促進分科会：インパクトスタートアップと地方公共団体の連携による社会課題の解決の促進について議論を行う。

⁶ <https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20240329.html>



3. デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応

(1) 生成 AI やフィンテック等の新たな展開に向けた対応

事業者支援

【昨事務年度の実績】

- 新たな金融サービスの育成・普及に向けて、FinTech サポートデスクは 2023 事務年度（2024 年 6 月末時点）において 267 件（うち海外事業者 52 件）の相談対応を受け付け、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を行った。
- 海外フィンテック事業者の日本市場進出支援に向けた取組の強化にかかり、シンガポールにて開催されたフィンテックイベント（Singapore Fintech Festival）や海外フィンテック事業者が入居するフィンテック集積拠点 FINOLAB、Japan Fintech Week の中核イベントである「FIN/SUM」および「Japan Fintech Festival」、東京都が主催する「SuShi Tech Tokyo」において出張相談を実施した。
- 金融機関の一層のデジタル化・DX を支援すべく、国内外フィンテック事業者や金融機関関係者が参加するミートアップを開催し連携強化を行った（2023 年 12 月、2024 年 6 月）。
- 機械学習等を活用した貸出データ・株式市場データの分析やテキスト解析等を活用したヒアリング情報の効果的な利活用を試行した。結果の一部は、「FSA Analytical Notes – 金融庁データ分析事例集 –」やアクセス FSA で公表した。

【本事務年度の作業計画】

- 金融機関の AI 活用に関するユースケースや課題認識、ガバナンス確立に向けた取組事例等について整理を行い、事業者との対話に資するディスカッション・ペーパーの策定を行う。
- 監査業界における生成 AI 利活用に伴う可能性及び監査品質上の課題について調査研究を実施する。
- 引き続き、AI を活用した分析を継続し、AI の特性等に係る理解を深め、リスク分析や金融機関のモニタリングへの AI 活用など、金融庁における健全な AI の利活用を検討する。
- アカデミアと連携して、生成 AI を含む AI の金融領域における活用可能性とその課題に関する調査研究を行う。
- FSB や IOSCO において、2024 年末から 2025 年初頭にかけて AI 関連の報告書の策定・公表が予定されており、IFIAR においても、AI を含むデジタル技術の活用状況と監査品質に与える影響に関するレポートの公表に向けて、議論が実施されているところ、国内動向を踏まえた対応を検討し国際的な議論に貢献する。
- 新たな金融サービスの育成・普及に向けて、FinTech サポートデスクや FinTech 実証実験ハブ等を通じて、フィンテック事業者や金融機関に対する支援を継続する。
- 引き続き海外フィンテックイベントでの出張相談や海外フィンテック事業者が入居するフィンテック集積拠点 FINOLAB における出張相談を通じて日本市場進出を企図する海外フィンテック事業者の支援を行うとともに、英語での法令照会対応を強化する。
- 2025 年 3 月の「Japan Fintech Week 2025」開催期間に合わせて各国大使館、業界団体と連携したミートアップの開催を検討しており、国内外のフィンテック事業者等ステークホルダーとの連携強化に向けた支援を継続する。



- 海外フィンテックカンファレンスへの参加や各国当局者との意見交換等を通じて、技術やビジネス動向等に関する情報収集に努める。
- 金融サービス仲介業については、引き続き、利用者の保護等を確保しつつ発展するよう、事業者からの登録に関する事前相談対応等、事業者支援について丁寧に対応する。

■ ステークホルダーとの対話

【昨事務年度の実績】

- 「Japan Fintech Week 2024」を開催し、FIN/SUM を中核イベントとして各国大使館、地方公共団体、業界団体、大使館等と連携し、約 50 のフィンテック関連イベントを集中的に開催。地方や海外を含め延べ 13,000 人以上の方が参加し、多面的な議論とネットワーキングを行った。
- フィンテックに係るビジネス・技術動向を把握し、きめ細やかな支援に繋げるため、面談やカンファレンス参加等を通じて国内外フィンテック企業や金融機関、ソリューションプロバイダー等から情報を収集した。
- フィンテック企業等と金融庁職員の双方向のコミュニケーションを行うミートアップを 2 回開催し、国内外の事業者とのコミュニケーションを強化するとともに、利用者利便の向上と社会課題の解決に資するサービスの育成を図った。
- 2024 年 6 月末までに、海外（韓国、アメリカ、デンマーク、シンガポール、香港、スイス、バンコク、ドバイ）で開催された主要なフィンテックイベントに出席し、登壇等を通じて、海外金融当局やフィンテック事業者との連携強化を行った。
- 分散型金融システムの健全な発展に向けて、Blockchain Governance Initiative Network (BGIN) の第 9 回会合（2023 年 11 月）、第 10 回会合（2024 年 3 月）における議論に積極的に貢献した。

【本事務年度の作業計画】

- FIN/SUM を中心に複数のフィンテック関連イベントから成る「Japan Fintech Week 2025」を 2025 年 3 月 3 日～7 日に開催予定。
- 引き続き、ミートアップやヒアリング、国内外のフィンテックカンファレンスへの参加等を通じて、フィンテックに係る技術・ビジネス動向の把握に努める。
- 分散型金融システムの健全な発展に向けて、BGIN の活動への積極的な貢献を継続する。

■ 環境整備

【昨事務年度の実績】

- 「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」において、暗号資産等に係る海外の規制動向、国内外のビジネス動向、暗号資産カストディアンへのセキュリティ対策について議論した。

【本事務年度の作業計画】

- 送金・決済・与信サービス等の利用者・利用形態の広がりや、新たな金融サービスの登場を踏まえ、金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」において、利用者保護等に配慮しつつ、適切な規制のあり方について制度面も含めた検討を行う。



(2) 暗号資産取引等や Web3.0 の健全な発展

環境整備

【昨事務年度の実績】

- ステアブルコイン（電子決済手段等）の円滑な発行・流通に向けた環境整備として、仲介業である電子決済手段等取引業及び電子決済等取扱業について、登録制度を導入し、希望事業者の事前審査を開始した。また、ステアブルコインに関する自主規制機関の認定に向けて日本暗号資産取引業協会（JVCEA）と協議を行った。
- 暗号資産交換業の売買、交換に係る媒介の業該当性の明確化に関する事務ガイドラインの改正について検討した。
- 暗号資産交換業者が Initial Exchange Offering（IEO）や本邦初の暗号資産を取り扱う場合、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う JVCEA において、IEO 銘柄に関する審査事項等の具体化、本邦初の暗号資産を Crypto Asset Self Check（CASC）制度の対象銘柄とすること、及び審査結果（付帯条項）の対外公表のあり方等に関し、検討を行った。検討の結果、審査結果（付帯条項）については、JVCEA において対外公表することとなった。
- 企業会計上の取扱いなども含めた検討の結果、2024 年度税制改正大綱において、一定の要件を満たす発行体以外の第三者が保有する暗号資産について、期末時価評価課税の対象外とすることとされた。
- 日本公認会計士協会並びに日本暗号資産ビジネス協会及び JVCEA において、Web3.0 関連ビジネスの会計・監査に関して、それぞれガイドラインが策定・公表された。これらを踏まえ、当該ガイドラインが実務に浸透するよう、各協会による周知活動等の実施を後押しした。具体的には、当該ガイドラインについての公認会計士向け研修会の開催（日本公認会計士協会）や、「Web3.0 関連ビジネスの会計・監査に関する事業者・監査人共同フォーラム」の開催（日本公認会計士協会・日本暗号資産ビジネス協会・JVCEA）などが行われた。
- 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース」報告書を踏まえ、セキュリティトークンを含めて、流動性の低い非上場有価証券のみを取り扱い、かつ、取引規模が限定的である私設取引システム運営業務については、その業務を行うに当たっての認可を要さないこととし、第一種金融商品取引業者の登録により行えることとする旨の改正を含む「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」が国会で成立した（2024 年 5 月）。
- セキュリティトークンに関しては、2024 年度税制改正により、金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用等の適用対象に、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する社債等であって、金融商品取引業者等により一定の方法で管理されるものの利子等を追加することとされた。これにあわせて、一定の方法に係る具体的な要件を定める金融庁告示を制定した。
- 「IMF-FSB 統合文書：暗号資産に関する政策」（2023 年 9 月公表）の取りまとめに向けた国際的な議論に積極的に参画し、同報告書は 2023 年 9 月の G20 のニューデリー・サミットに提出された。また、同報告書において提示されたロードマップ（2023 年 7 月に最終化された、暗号資産関連の活動・市場及びグローバル・ステアブルコインに関する 2 つの FSB のハイレベル勧告の実施を含む）は 10 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議において「暗号資産に関する G20 ロードマップ」として採択された。また、IOSCO が「暗号資産・デジタル資産市場に関する政策勧告」を最終化した（2023



年 11 月)。

【本事務年度の作業計画】

- ステ이블コインの円滑な発行・流通に向けた環境整備が進むよう、仲介業である電子決済手段等取引業及び電子決済等取扱業の登録審査に関し、希望事業者との対話を円滑に実施するなど、迅速な登録審査を進める。
- 暗号資産交換業の売買、交換に係る媒介の業該当性の明確化に関する事務ガイドラインの改正を実施する。また、投資事業有限責任組合（LPS）が暗号資産を取得・保有する場合の暗号資産交換業該当性について検討を行う。
- 暗号資産交換業者が、IEO 銘柄や本邦初の暗号資産を取り扱う場合、利用者保護に配慮しつつ、迅速な取扱いが実現できるよう、審査を行う JVCEA とさらなる改善策に関し検討を行う。
- 暗号資産の発行について、業界における実務的な検討を踏まえつつ、ASBJ において引き続き適切に検討が行われるよう後押しする。
- Web3.0 関連ビジネスの会計・監査について、日本公認会計士協会や日本暗号資産ビジネス協会等による勉強会の開催など、業界団体等の取組を後押しする。
- 金融商品取引法の改正を踏まえた政府令等の改正作業を実施する。
- FSB ハイレベル勧告及び IOSCO 勧告等を踏まえて、グローバルに一貫した形で実効的に規制監督枠組みが実施されるように、FSB のアジア地域諮問グループ会合（RCGA）と IOSCO のアジア太平洋地域委員会（APRC）との間の連携・協力を主導するなど、引き続き、非 FSB 参加法域へのアウトリーチを含む国際的な議論に貢献するとともに、海外当局と連携する。
- 国内外における暗号資産に関する取引の動向等を踏まえ、暗号資産に関連する制度のあり方等について改めて点検をする。

調査・研究

【昨事務年度の実績】

- ブロックチェーン国際共同研究プロジェクトを継続し、研究結果を国内外の事業者等との意見交換に活用すること等を通じて、ブロックチェーン/Web3.0 領域での健全なビジネスの発展等に貢献した。

【本事務年度の作業計画】

- ブロックチェーン国際共同研究プロジェクト「金融セクターにおけるプログラム化（トークン化）の進展と Regtech/Suptech への活用可能性に関する研究（株式会社クニエとの合同研究）」を通じて、ブロックチェーン/Web3.0 領域での健全なビジネスの発展等に貢献する。

（3）決済・取引インフラの高度化

決済・ZEDI（全銀 EDI システム）関係

【昨事務年度の実績】

- 2023 年 10 月に発生した全国銀行データ通信システム（以下「全銀システム」）の障害においては、



一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」）等に対して、障害の発生原因分析や改善・再発防止策等の報告を求め、当該報告を踏まえ、必要な対応を行った。また、諸外国の決済インフラ等における資金決済の高度化・効率化の動向について調査した。

- 全銀システムや「ことら送金サービス」への参加事業者の拡大状況や利用状況等をフォローしつつ、引き続き利便性と安全性の両立が図られるよう、関係者との対話を継続した。
- 次期全銀システムについて、「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」（事務局：全銀ネット）等における次世代決済インフラのあり方に係る意見交換に金融庁も参画し、安全性・柔軟性・利便性の確保を含む「次期全銀システム基本方針」の具体化に向けた議論に貢献した。また、全銀ネットが進めるシステム開発作業について、FMI 原則や監督指針を踏まえつつ、安全性確保の観点から必要な対応を促した。
- 金融機関の取引先企業の DX や生産性向上の観点から、法人インターネットバンキングの利用を促進するとともに、「DI-ZEDI⁷」（2023年4月公表）や「金融 GIF⁸」（2023年8月公表）に対応する会計ソフト等の開発・普及や、全銀ネット等の関係者との金融機関向け説明会の実施といった、請求・決済分野のデータ連携の取組を官民一体となって推進した。
- 手形・小切手機能の全面電子化に向けて、2021年7月に金融界が公表した「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画⁹」（2024年7月改定）の着実な進展を後押しした。

【本事務年度の作業計画】

- 2023年10月に発生した全銀システムの障害に関して、全銀ネット等による改善・再発防止策の取組等の進捗状況の定期的な確認を通じて、フォローアップを行う。
- 次期全銀システムに関しては、上記の改善・再発防止策の取組等の進捗状況も考慮した上で、幅広い関係者による検討に引き続き参画し、基盤のオープン化を含む更改や API ゲートウェイの導入を後押しする。また、全銀ネットが進めるシステム開発作業について、FMI 原則や監督指針を踏まえつつ、安全性確保の観点から必要な対応を促す。
- 全銀システムや「ことら送金サービス」への参加事業者の拡大状況や利用状況等をフォローしつつ、利便性と安全性の両立が図られるよう、引き続き関係者との丁寧な対話を継続する。
- 「手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会」（事務局：全国銀行協会）において金融機関の手形・小切手の電子化に向けた対応状況を把握するとともに、他省庁や金融機関関係団体と連携し、金融界の自主行動計画の着実な進展を後押しする。
- 諸外国の決済・取引インフラにおける高度化の取組等を踏まえつつ、関係者との意見交換やヒアリングを通じて、我が国の決済・取引におけるシステム・サービスのさらなる高度化や利便性の向上に向けた検討を進める。

⁷ DI-ZEDI（業界横断的金融 EDI 情報基準） <https://www.zengin-net.jp/zedi/standard/>

⁸ 金融 GIF(政府相互運用フレームワーク)金融分野実装データモデルの策定
<https://www.digital.go.jp/news/8b3b9e63-9f76-4631-8f0c-3c70af5ef940>

⁹ 手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画
https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/council/tegata_denshi/tegata_denshi_action_plan_1.pdf



法人 IB

【昨事務年度の実績】

- 事業者における法人インターネットバンキングの利用実態やニーズ等の現状把握のため、利用率に関するフォローとしてアンケートを実施し、契約率・利用率ともに高い水準に達していることがわかった。

CBDC

【昨事務年度の実績】

- CBDC について、2023 年 12 月、財務省における有識者会議の議論が取りまとめられ、民間事業者と日本銀行の役割分担、CBDC と他の決済手段との役割分担、セキュリティの確保と利用者情報の取扱い等の論点について基本的な考え方や選択肢等が整理された。また、当該整理に基づき、財務省における関係府省庁・日本銀行連絡会議（2024 年 1 月に設置）においてさらなる検討が行われ、2024 年 4 月、これらの論点に関する中間整理が取りまとめられた。

【本事務年度の作業計画】

- CBDC について、関係府省庁・日本銀行連絡会議や日本銀行のパイロット実験等を含め、引き続き、これら議論に貢献する。

電子申請

【昨事務年度の実績】

- 金融庁電子申請・届出システムは、金融庁所管の行政手続のうち、他システム等で申請が可能な手続やオンライン化に向かない手続以外のほぼ全ての手続について利用可能となっている（2024 年 6 月末現在、約 4,640）。また、2023 年 1 月に運用を開始した手数料等の電子納付機能については、2023 年度に 100,397 件、201,677,380 円の利用があった。さらに、個人事業主以外の個人も金融庁電子申請・届出システムが利用できるよう、マイナンバーカードによる認証機能をリリースした（2024 年 5 月）。
- 庁内・財務局職員向けのシステム操作の説明会を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 利用者のニーズや政府方針を踏まえつつ、ユーザーインターフェース（UI）改善、サポートデスク機能の強化などさらなる利便性の向上に向けてシステム整備等を行う。

マイナンバー

【昨事務年度の実績】

- 「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」の施行に伴い、金融機関において預貯金者に対する付番の意思確認を開始した。また、災害時・相続時の口座照会や一つの金融機関を経由した他金融機関の口座への付番、公金受取口座の金融機関経由での登録受付等の開始に向け、関係省庁や預金保険機構、業界団体等と連携し、業務フローやシステム対応等に係



る検討・準備を行った。

- 業界団体等に対し、マイナンバーカードの取得や利活用促進のための積極的な周知に係る依頼を行うとともに、その取組状況のフォローアップを実施した。また、金融機関における公的個人認証の活用促進を図るため、デジタル庁とも連携の上、業界団体等に対し必要な周知を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 今後開始予定の災害時・相続時の口座照会等について、関係省庁や預金保険機構、業界団体等と連携し、業務フローやシステム対応等に係る準備を行う。
- 金融機関における従業員のマイナンバーカードの取得に加え、利活用についても促進するとともに、金融機関における公的個人認証の活用促進を図るための取組を実施する。

II. 金融システムの安定・信頼と質の高い金融機能を確保する

1. 業態横断的な課題への対応

(1) 経営基盤の強化と健全性の確保

【昨事務年度の実績】

- 金融機関の経営戦略を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや信用・市場・流動性等の各種リスク管理態勢、内部監査等について金融機関との対話等を通じて確認し、それぞれの状況に応じて経営基盤の強化を促した。
- 国内の LBO 融資に関し、我が国における健全な融資慣行の確立やリスク管理の高度化に向けた取組について対話を行った。大手銀行・地域銀行に対して、国内 LBO に関するアンケート調査を実施し、銀行の取組状況及びリスク管理の実態について整理し、調査結果を公表した（2024 年 7 月）。加えて、LBO 融資に係るリスクテイク主体の裾野の拡大といった個別行のみでは対応が困難な課題について、全国銀行協会における関係者との勉強会において、オブザーバーとして今後の方向性の論点整理に参加した。
- 金融機関における内部監査の高度化に向けた取組等について、現状の進捗や具体的な工夫、各金融機関が抱える課題に関して対話を行った。
- 世界経済の不確実性が高まる中、国内外の景気や物価、金融政策の動向等を注視しつつ、金融市場の変動が金融システムや金融機関に与える影響を把握・分析した。
- 金融システムの状況について、日本銀行と実務者連絡会等を通じて意見交換を行い、その結果、足元においてカウンターシクリカルバッファの水準を 0% とした。
- 2017 年 12 月に最終合意がなされたバーゼルⅢの実施に関し、関係者と十分な対話を行いながら、改正告示（信用組合・労働金庫・農業協同組合・漁業協同組合）を公布した（2024 年 1 月、3 月）。なお、新規制は 2023 年 3 月期から段階的に実施され、2024 年 3 月期は 17 グループ 35 先に新規制を適用した。
- 2023 年に発生した欧米における銀行セクターの混乱を受け、FSB 及びバーゼル銀行監督委員会（BCBS¹⁰）その他の国際基準設定主体において行われてきた教訓の棚卸作業や優先作業への対応について、各作業部会等における議論に積極的に貢献した。

【本事務年度の作業計画】

- 金融機関の経営戦略を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや信用・市場・流動性等の各種リスク管理態勢、内部監査等について金融機関との対話等を通じて確認し、それぞれの状況に応じて経営基盤の強化を促す。
- 大手行のみならず地域金融機関でも残高が増えている国内の LBO 融資について、引き続き、市場環境の変化等を踏まえた健全な融資慣行の確立やリスク管理の高度化に向けた取組についてモニタリングを行い、その結果を公表する。
- 金融機関における内部監査の高度化に向けた取組等について、現状の進捗や具体的な工夫、各金融

¹⁰ Basel Committee on Banking Supervision



機関が抱える課題に関して対話を行う。また、対話等を通じて、金融機関に対し、内部監査の高度化を促す。

- グローバルな金融経済情勢等の動向を注視しつつ、国内外の金融政策・金利動向や不動産市況等が金融システムの安定に与える影響について分析を行う。
- バーゼルIIIが、2025年3月期までにすべての金融機関に適用されることを踏まえ、関係者と十分に対話を行いながら、承認事項の審査を含めた取組を行う。また、暗号資産に関する国際合意等を踏まえ、関連告示改正等の制度整備に取り組む。
- 引き続き、2023年に発生した欧米における銀行セクターの混乱を受けてFSB及びBCBSその他の国際基準設定主体において行われている議論に積極的に貢献する。
- 金融グループ等をめぐる課題や環境変化に適切に対応し、健全なビジネス展開を可能とするとともに、金融システムの安定・信頼を継続して確保するため、庁内の関係部門間の連携を一層強化するなど、グループ経営に対する監督態勢を強化する。

(2) 事業者の課題に応じた支援の促進

事業者支援の推進

【昨事務年度の実績】

- 金融庁・財務局は、金融機関への事業者支援に関する重点的なヒアリングの実施を通じて、事業者支援の具体的な取組状況を定性的・定量的側面から確認し、支援を行う上での隘路や課題を把握することにより、事業者の実情に応じた支援の徹底を促すとともに、様々な機会を捉えて金融機関と継続的に対話を実施した。
- 金融サービス利用者相談室で受け付けた相談のうち、相談者の同意を得られたものについては、金融機関に対して、速やかに事実関係を確認し、適切な対応を求めた。
- 金融機関に対して、貸付条件の変更等の状況の報告を求め、その状況を公表した。
- 財務局における「事業者支援態勢構築プロジェクト」については、経営改善支援や事業再生支援等をより円滑に進められるよう、経済産業局や地域の関係者との連携・協働を深化させ、取組を発展させた。
- 金融機関に対し、民間金融機関による実質無利子・無担保融資の返済が本格化する中、コロナ禍において資金繰り支援に注力した段階から移行し、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援、再チャレンジ支援等を先延ばしすることなく、一歩先を見据えて取り組むよう要請を発出し、監督指針の改正を行った。
- 廃業手続の早期着手により、手元に残せる資産が増加する可能性があること等を明確化するべく、「廃業時の『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」を改定し(2023年11月)、保証債務整理の整理に携わる弁護士に周知する観点から、日弁連宛に経営者保証に関するガイドライン(以下「経営者保証ガイドライン」)に基づく保証債務整理のさらなる浸透・周知に関する依頼文を発出した。
- 早期相談の重要性等を経営者に広く周知するため、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理に関するパンフレットを作成し、事業者団体、活性化協議会、裁判所、弁護士等に送付し周知した。
- 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理手続を促進するため、「保証人の自己破産回避に向け



た事例集」を公表した。

- 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(以下「事業再生ガイドライン」)を改定し、経営改善・事業再生支援に向けたより一段高い対応を促進するべく、中小企業者・金融機関等の役割を明確化するとともに、地方における事業再生の担い手を育成・拡充するべく、事業再生ガイドラインを活用した案件に関与する専門家(弁護士等)の補佐人の選定要件を緩和した。
- 事業再生ガイドラインの金融機関による積極的な活用に向けた取組を促すため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン事例集」を公表した。
- 地域金融機関の取組等に対する顧客評価を把握するため、取引金融機関の融資以外の提供サービス(本業支援)に関する評価項目を拡充した上で「企業アンケート調査」を実施し調査結果を公表した(2024年6月)。
- 地域銀行における顧客企業の課題解決に資する取組状況や課題を把握するべく、地域銀行(100行)に対するアンケート調査を実施するとともに、一部の地域銀行等へのヒアリングを実施した。それらの結果を踏まえ、金融仲介を取り巻く環境変化が地域銀行に与えた影響を分析し、顧客企業のライフサイクルに応じた支援(創業支援、本業支援、経営改善・事業再生支援)の現状と課題を「地域銀行の顧客の課題解決支援の現状と課題」としてまとめ、公表した(2024年6月)。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、事業者の実情に応じた支援の徹底を促すとともに、様々な機会を捉えて金融機関と継続的に対話を実施する。
- これまで各財務局が経済産業局と連携して構築してきた都道府県ごとに事業者支援の課題と対応策を関係者間で共有する取組について、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等をより円滑に進められるよう、引き続き経済産業局や地域の関係者との連携・協働を深化させ、その取組を発展させる。
- 金融サービス利用者相談室で受け付けた相談のうち、相談者の同意を得られたものについては、引き続き金融機関に対して、速やかに事実関係を確認し、適切な対応を求める。
- 引き続き、金融機関に対して、貸付条件の変更等の状況の報告を求め、その状況を公表する。
- 地方における事業再生の担い手の育成・拡充策の一つとして、金融機関と事業再生の専門家間のマッチングイベントを実施する。
- 改定した「事業再生ガイドライン」、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」の活用促進のため、金融機関・支援機関等に周知活動を実施する。
- 創設した「事業再生情報ネットワーク」について、窓口寄せられた再生可能性の高い中小企業の情報を金融庁等から関係省庁を通じて公租公課の徴収現場等に共有することで、事業者の公租公課の確実な納付と事業再生の両立を促す。
- 「企業アンケート調査」について、地域金融機関の金融仲介の取組等に対する顧客評価を確認するため、必要に応じて、アンケート項目の検討・見直しを行った上で、調査を実施する。
- 「地域銀行の顧客の課題解決支援の現状と課題」における分析結果等を踏まえ、海外金融機関における経営改善・事業再生実務等の調査を実施する。
- 金融機関の本業支援の取組のうち、注力する金融機関の多いM&A・事業承継の分野について、金融機関のM&A・事業承継の取組を促すため、地域銀行の積極的な取組事例等を把握し、参考として情



報提供を行う。

事業者支援能力の向上等

【昨事務年度の実績】

- 2022 年度に構築した汎用的な AI モデルについて、これまでの調査・研究では未活用のデータや分析手法を用いた高度化及び一部の金融機関における AI モデルの実務適用の試行に係る調査・研究を実施し、それらの研究結果を公表した（2024 年 3 月）。また、調査・研究を通じて構築した経営改善支援の優先順位付けに活用し得る汎用的な AI モデルについて、地域金融機関等の希望者に対し配布した。
- 地域金融機関等の現場職員が経営改善支援に着手する際のポイントについて、有識者・実務家により構成された研究会において議論（2023 年 10 月、2024 年 1 月に開催）を実施し、研究会で出された意見等も踏まえ、2022 年度に作成した 5 業種に続き、3 業種（製造、サービス、医療）に関する「業種別支援の着眼点」を作成・公表した（2024 年 3 月）。
- レビキャリを通じて経営人材を採用した地域企業に対する給付金の給付要件の緩和（兼業・副業を活用した採用における在職要件の撤廃）、個人登録者向け周知・広報の実施、大企業人材向けの研修・ワークショップのコンテンツの充実を図ることによって、兼業・副業を含め、様々な形でのマッチングの推進に向けた取組等を実施した。
- 地域の課題解決に向け、施策の企画・立案に携わった中央省庁の担当者と、その施策を活用する地方公共団体や地域金融機関等の現場職員が双方向で対話する場となる「霞が関ダイアログ」等を実施した。
- REVIC において、「金融機関向け事業再生支援の手引き」を活用した、事業再生に関する実践力を身に付けるための研修を地域金融機関向けに開催した。

【本事務年度の作業計画】

- 「業種別支援の着眼点」については、有識者や実務家の意見等も踏まえ、さらなる業種拡充や勉強会等を通じた普及促進に取り組む。
- レビキャリに登録される大企業人材の拡充をさらに進めるために、これらの人材が在籍する大企業への普及啓発や、地方の中堅・中小企業で働く意欲を持つ大企業人材が集まるネットワークとの連携を進める。
- 経営人材の不足等の課題を抱える地域の中堅・中小企業がレビキャリの有用性を感じてもらえるように、中堅・中小企業政策を担う行政機関や各種経済団体等のネットワークとも連携し、レビキャリの認知度の向上を図り、地域への新たな人の流れの創出と地域経済の活性化を後押しする。
- 地域の課題解決に向け、引き続き、他の取組事例や国の施策等の情報提供などを通じて、地域の課題解決支援に取り組む。
- 「金融機関向け事業再生支援の手引き」の周知・広報等を実施する。



(3) 事業者の持続的な成長を促す融資慣行の確立

① 経営者保証に依存しない融資慣行の確立

【昨事務年度の実績】

- 2023年4月に改正した監督指針に基づき、金融機関が保証契約締結時に事業者・保証人に対して保証契約の必要性等を個別具体的に説明した件数を把握し、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合と、有保証融資で適切な説明を行い、記録した割合の合計値」(2023年度)を公表した(2024年6月)。
- 金融機関における「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況等を把握し、金融機関の「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況を確認した。
- 「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声への対応として、「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声等を踏まえ、不適切な事案等を業界との意見交換の場で還元し、一層の態勢整備を金融機関に要請した。
- 金融機関から収集した経営者保証に依存しない融資を促進するための組織的な取組内容を取りまとめ、「『経営者保証改革プログラム』を受けた経営者保証に依存しない融資を促進するための取組事例集」を公表した(2024年6月)。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、金融機関が保証契約締結時に事業者・保証人に対して保証契約の必要性等を個別具体的に説明した件数を把握する。
- 引き続き、金融機関の「経営者保証ガイドラインの浸透・定着に向けた取組方針」の公表状況等を把握し、必要に応じて有効な取組等は金融機関と共有する。
- 「経営者保証ホットライン」に寄せられた事業者からの声等を踏まえ、必要に応じて、金融機関に対する特別ヒアリングを実施するなど、金融機関の取組状況をフォローする。
- 監督指針の改正内容にあわせて、金融機関が顧客企業の主たる株主等が変更になることを把握した場合、どうすれば経営者保証の解除の可能性が高まるか等を顧客企業に対し説明するよう要請する。
- 監督指針の改正内容にあわせて、2023年3月以前に締結した根保証契約の説明・記録の対応を徹底するよう金融機関に要請する。
- 「経営者保証改革プログラム」や監督指針に基づく説明・記録が適切に実施されているかどうか、本部部署等において監査やモニタリングにより確認するよう金融機関に要請するとともに、必要に応じて、ヒアリング等を通じて、金融機関の取組状況をフォローする。
- 信用保証付融資に関する適切な説明の対応を徹底するよう金融機関に要請するとともに、必要に応じて、ヒアリング等を通じて、金融機関の取組状況をフォローする。

② 事業性融資の推進

【昨事務年度の実績】

- 金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書(2023年2月公表)を踏まえ、知的財産・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる制度の検討を進めた。



- 上記ワーキング・グループ報告書や「事業性に着目した融資の推進に関する業務の基本方針について」（2023年12月閣議決定）の内容を踏まえ、企業価値担保権の創設等を内容とする「事業性融資の推進等に関する法律案」を国会に提出し、同法案が2024年6月に成立した。
- 全資産担保を活用して中小企業支援を行う米国及び英国の金融機関における人事戦略・組織態勢について研究を進め、研究結果を「米国及び英国の金融機関における全資産担保にもとづく融資にかかる組織態勢に関する考察」として公表した（2024年6月）。

【本事務年度の作業計画】

- 2024年7月に発足した「事業性融資推進プロジェクト・チーム」を中心に、事業性融資推進法に関する政府令等の整備や企業価値担保権の制度趣旨等に関する周知・広報等に取り組む。
- 企業価値担保権の活用が想定される融資事例、融資事例に応じた与信審査・期中管理のあり方、担保権を活用した融資における引当の考え方等の実務上の課題について関係する業界団体も交え議論を行い、2026年春頃の制度の施行を目指し、環境整備を進める。
- 事業性融資や顧客の経営課題解決の支援等により金融仲介機能を発揮しつつ、同時にビジネスモデルの持続可能性を確保する方策について、金融機関と対話を行い、当該プロジェクト・チームを中心に部局横断的な課題として対応する。

（4）令和6年能登半島地震等への対応

【昨事務年度の実績】

- 災害救助法が適用された令和6年能登半島地震に係る災害等に関して、財務局と緊密に連携し「金融上の措置」の要請を行う等、金融機関による迅速かつ的確な被災者支援の実施を促した。
- 令和6年能登半島地震を含めた自然災害やコロナの影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主の債務整理を通じた生活・事業の再建を支援するため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（コロナに適用する場合の特則を含む）の周知・広報を行うとともに、同ガイドラインに基づき債務整理を行う場合における、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等の補助を実施した。
- 令和6年能登半島地震に関する事業者支援に向け、能登半島地震復興支援ファンドが設立されたことを踏まえ、金融機関に対し、事業者の実情を踏まえながら当該ファンド等の利活用を検討しつつ、復旧・復興に向けた新規融資の供給についても柔軟に対応するよう努めることを要請した。
- 上記の他に、被災地の金融機関に対し、被災した事業者へのきめ細かな支援を徹底するよう促し、被災者の生活・事業の再建を支援した。
- 金融機関に対し、自然災害に係る業務継続等に関するアンケート調査（金融機関による取引先事業者の中小企業強靱化に関する防災・減災に係る取組を含む）を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 災害の発生時には、被災地の実情を踏まえ、財務局と緊密に連携し「金融上の措置」の要請を行う等、金融機関による迅速かつ的確な被災者支援を促す。
- 令和6年能登半島地震等、2023事務年度以前に発生した自然災害への対応を含め、自然災害等の影



響を受けて住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった個人・個人事業主に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の周知・広報を行うとともに、同ガイドラインに基づく債務整理を通じた生活・事業の再建を支援する。

- 2023 事務年度に実施したアンケート調査や令和 6 年能登半島地震の対応等を踏まえ、金融機関の災害等に係る業務継続体制の整備を引き続き促す。

(5) 利用者目線に立った金融サービスの普及

① 顧客本位の業務運営

- 1. 1. (2)「金融商品の販売会社等における顧客本位の業務運営の確保」を参照。

② 顧客に寄り添った金融サービスの提供

高齢者

【昨事務年度の実績】

- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を促した。
- 認知判断能力が低下した顧客の取引を親族等が代理する場合における対応等について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、後見制度支援預貯金等の導入状況調査の結果も踏まえて、金融機関及び業界団体との対話を行った。
- 認知症サポーターに関する普及啓発として、オレンジリングドレスアップの取組に参画するとともに、金融庁 X (旧 Twitter) において当該取組について周知・広報を行った。
- 投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向け、業界と引き続き議論した。
- 内閣府の「戦略的イノベーション創造プログラム」における、高齢者の認知機能に合わせた金融取引の支援に係る社会実装のプロジェクトが開始されたところ、高齢顧客の金融取引における課題解決に向けた研究へのサポートを行った。

【本事務年度の作業計画】

- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、各金融機関の後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託の導入を引き続き促す。
- 内閣府の「戦略的イノベーション創造プログラム」における、高齢顧客の金融取引における課題解決に向けた研究のサポートを行う。

障がい者

【昨事務年度の実績】

- 障がい者等の利便性の向上に向けた取組について各金融機関に対してアンケート調査を実施した。視覚障がい者対応 ATM の設置、代筆・代読に関する内部規程の整備、電話リレーサービスを用いた連絡への対応、障がい者等への対応力向上のための社内研修や窓口における障がい者対応が可能な



旨の表示等の調査結果を公表した。

- 障害者差別解消法の改正等に伴い、金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を改正し(2023年12月)、業界団体に対し当該対応指針の改正内容について周知依頼文を発出した(2024年3月)。

【本事務年度の作業計画】

- 金融機関に対するアンケート調査を実施し取組状況を把握した上で、障がい者が安全で利便性の高い金融サービスを利用できるよう、障がい者に配慮した施設等の整備、研修等を通じた現場職員による対応の徹底、電話リレーサービスを用いた連絡への対応、窓口やウェブサイトでの障がい者向けのサービスの提供内容の表示・周知を促す。
- 障がい者団体、金融機関関係団体との意見交換会の開催を通じ、障がい者の利便性向上に向けた取組に関する議論を深めていく。

外国人

【昨事務年度の実績】

- 「規制改革実施計画」(2023年6月閣議決定)等を踏まえ、いわゆるスタートアップビザを取得した外国人起業家による銀行口座開設に関する金融機関への要請等に関して、関係省庁による実態把握等も活用しつつ、地方公共団体へのアンケート等を実施。この結果を踏まえ、金融機関に対し制度を再周知した。
- 金融機関における在留期間管理等の適切な外国人顧客管理について、警察庁による「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」(2023年3月犯罪対策閣僚会議決定)を踏まえた検討に協力した。

【本事務年度の作業計画】

- 金融機関及び受入れ企業等に対して、外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネロンや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施する。
- 銀行口座開設手続の迅速化・円滑化を図る観点から、金融・資産運用特区において実証的に、海外からのビジネス進出を志向する外国人を支援するため、地方公共団体・金融機関による支援ネットワーク(地方公共団体と銀行の連携強化、地方公共団体による伴走型支援等)の構築に取り組む。
- 規制改革実施計画等を踏まえ、いわゆるスタートアップビザを取得した外国人起業家による銀行口座開設に関する金融機関への要請等に関して、関係省庁による実態把握等も活用しつつ、引き続きフォローを実施する。
- 金融機関における在留期間管理等の適切な外国人顧客管理について、在留期間の更新や変更を行っている場合の特例期間等への配慮にも留意しながら、引き続き、警察庁における検討に協力する。



③ 多重債務問題への対応等

【昨事務年度の実績】

- 多重債務者発生防止については、コロナ後の経済環境や個人の消費行動が資金需要の借入行動に与える影響等を注視し、特に若年者が返済能力を超えた借入れを行い、過大な債務を負うような事態が生じないよう、貸金業者における2022年2月に貸金業者等における業界団体が策定した自主ガイドライン等（若年者へ貸付けを行う場合には、貸付額が50万円以下であっても、収入の状況を示す書類の提出を受け、これを確認すること等）の遵守状況等のモニタリングを実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 若年者が返済能力を超えた過大な債務を負うことがないように、コロナ禍からの社会経済活動の正常化の進展に伴う資金需要者の借入行動の変化等について注視しつつ、業界団体の自主ガイドライン等の遵守状況や若年者への貸付状況について重点的にモニタリングを行うとともに、SNS等を通じ、特に若年者を中心とした全世代を対象に過剰借入・ヤミ金融に関する広報・啓発活動を積極的に行う。

(6) 台頭するリスクへの対応

① 金融犯罪への対応

【昨事務年度の実績】

- 財務局とともに、振り込め詐欺等の犯罪で不正利用されているとの情報提供があった預貯金口座を、関連する金融機関に情報提供した。また、金融機関における不正利用口座の利用停止等の対応状況を検証した。
- 偽造キャッシュカードやインターネットバンキングによる不正送金被害等に対する注意喚起の観点から、引き続き、被害発生状況及び金融機関による補償状況を金融庁ウェブサイトにおいて公表したほか、金融機関に対して各種セキュリティ対策の導入状況についてアンケート調査を実施した。
- 近年、フィッシング詐欺に係る被害が増加していることを踏まえ、業界団体等を通じて、金融機関に対して被害防止対策の検討・実施を促すとともに、警察庁と連携し、金融庁ウェブサイト等を通じて、利用者に向けて不正送金の手口や注意点について注意喚起を行った。
- 無登録で金融商品取引業を行う者に対して、速やかに警告書を発出し、その旨を公表するとともに、X(旧 Twitter)を利用して注意喚起情報を広く周知した(2023事務年度の警告書発出件数は31件)。
- 無登録で金融商品取引業を行う者に対し、裁判所への禁止命令等申立てに係る調査を行った(2023事務年度の申立実施件数は1件)。
- 昨今増加しているSNS上の広告等を通じた詐欺的な投資勧誘の主な手口などの注意喚起情報を金融庁ウェブサイトにおいて掲載し、Xによる情報発信を積極的に行うなど、幅広い層の投資者等に向けて注意喚起を行った。また、こうした投資商品に係る悪質・詐欺的な勧誘事実について、警察当局や消費者庁等の関係機関と定期的な情報交換等を行った。
- 詐欺的な投資に関して、損害を被った方や、不審に思った方、投資を悩んでいる方などからの相談等を受け付ける「詐欺的な投資に関する相談ダイヤル」を開設した。
- 金融犯罪対策に係る金融庁内の情報連携を深めるため、「金融犯罪対策連絡会」を設置した。



- 様々なヤミ金融の手口（SNS 個人間融資、偽装ファクタリング、後払い現金化、先払い買取現金化等）について、金融庁公式 SNS、政府広報によるインターネット広告、ラジオ番組等を活用し、積極的に注意喚起等を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 「マネーローンダリング・テロ資金供与対策企画室」から改組した「金融犯罪対策室」を中心に、「金融犯罪対策連絡会」を介して金融庁内の情報連携を強化し、同対策を強く推進する。
- 金融商品取引法上の無登録業者が無料で投資情報の提供を行う旨等の広告を行った場合でも、一定の場合には違法となり得ることについて、ガイドラインや監督指針で明確化する。
- 無登録で金融商品取引業を行う者に対する照会書及び警告書の発出や裁判所への禁止又は停止命令の申立てを行うとともに、無登録で金融商品取引業を行っている疑いがある者に対する問い合わせ等も通じて、積極的に実態把握を行う。
- 無登録で金融商品取引業を行う者の情報や、こうした者との取引の危険性（詐欺的な投資勧誘を含む）について、SNS 等も活用しつつ、投資者等に広く周知及び注意喚起を行う。また、投資詐欺等に関する金融庁の相談体制を強化・整備するほか、関連省庁と連携した政府広報や J-FLEC などを通じた啓発を実施する。
- 無登録で金融商品取引業を行う者等による SNS 型投資詐欺等が多数発生している状況を踏まえ、関係機関との連携を強化して対応しつつ、金融商品取引法に違反する可能性がある SNS 上の偽広告等に関し、情報収集等を行うための体制を整備した上で、SNS 事業者等と連携し、投資者等への注意喚起等を実施する。また、関係協会等においても、偽広告等に関する情報収集や注意喚起を横断的に行うとともに、自らになりすました偽広告等を発見した場合などには SNS 事業者等に対し積極的な削除要請を行うよう働きかける。
- 法人名義の口座を含む預貯金口座等の不正利用防止対策を強化するため、関係省庁や金融業界と緊密に連携し、金融機関において、詐欺被害と思われる出金・送金等の取引や口座の不正利用をモニタリング・検知する仕組みを構築し、検知能力を強化するとともに、不正利用防止の措置等を行う取組を推進する。また、金融機関に対し、こうした不正送金・利用被害の実態を踏まえた対策に加え、顧客へのセキュリティ対策に係る情報提供や広報・啓発といった取組を促すとともに、モニタリングの強化を図る。
- 前払式支払手段等の電子マネーを利用した特殊詐欺被害の増加がみられるところ、被害防止に向けて、自主規制団体である一般社団法人日本資金決済業協会と協力をしながら広報・啓発活動を強化する。
- 前払式支払手段等の電子マネーについて前払式支払手段発行者と連携し、詐取された電子マネーの利用を速やかに発見するためのモニタリングを強化し、発見した場合に当該電子マネーの利用を停止するための措置を講ずる等の対策が取れないか検討する。
- 金融機関に対し、振り込め詐欺等の特殊詐欺等による被害の未然防止策のさらなる実施や実効性の検証に努めるよう促す。また、被害の迅速な回復のため、「振り込め詐欺救済法」に沿った被害者救済対応を的確に行っているか確認する。
- SNS 等を利用した個人間融資などのヤミ金融の手口について、政府広報の活用や関係機関との連携を通じ、広く一般への注意喚起等を行うとともに、ヤミ金融業者に対し警察当局との連携により厳



正に対処する。

② マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化

【昨事務年度の実績】

- マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の整備状況について、金融機関等に対しては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で対応を求めている事項について、2024年3月末を目標とする態勢整備状況を検査・監督を通じて進捗を確認するとともに、同年3月末までの対応結果について報告を受領した。また、当該報告をもとに、態勢整備が確実に完了しているか確認を開始した。
- 一部の主要行との間で、整備した態勢の有効性を検証する取組についての対話を開始した。その結果、顧客管理措置や取引モニタリングといった個々のリスク低減措置の実効性の検証はもとより、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策（以下「マネロン等対策」）に係る方針・手続・計画の包括的な見直しにより、各行が自ら、態勢の高度化を図る動きが見られた。
- 各金融機関のリスクベースでの創意工夫・主体的な対応を促進するため、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を改訂した（2024年4月）。
- マネロン等対策について、2023事務年度の金融庁所管事業者の対応状況や金融庁の取組等を「マネー・ローンダリング等対策の取組と課題」として取りまとめ、公表した（2024年6月）。
- 「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」において、金融活動作業部会（FATF）第4次対日相互審査結果等を踏まえた政府によるマネロン等対策の進捗状況等について関係省庁間で確認・議論したほか、FATF相互審査結果に対する第3回フォローアップの申告を行った。
- 資金決済に関する法律（以下「資金決済法」）に基づく許可を行った為替取引分析業者の監督を開始した（2024年6月時点：3事業者）。
- 利用者のマネロン等対策に関するさらなる理解の向上を図る観点から、ウェブサイト上の動画やバナー広告等を通じ、対策の必要性について周知を行った。
- 金融機関のマネロン等対策に係る理解を高めるため、各業界団体での勉強会や講演活動等を216件実施した（2023年7月～2024年6月）。
- 財務局等と連携のうえ、新たに地域毎に業態横断フォーラムを開催し、金融機関同士の情報連携の枠組を構築した。
- FATF基準（勧告、解釈ノート）の改訂などFATFにおける政策立案を行う「政策企画部会」の共同議長として、クロスボーダー送金の透明性向上に関する勧告16の改訂における市中協議の取りまとめや関連するアウトリーチ会合の実施をはじめ、その他の基準改訂等の作業においても、主導的な役割を果たした。また、勧告16の改訂における課題について国際的な議論を行うにあたり、我が国の金融機関・業界団体等と丁寧な対話を行った。
- FATFにおける暗号資産に関する取組については、暗号資産コンダクトグループの共同議長として、2023年の日本G7議長下でのG7財務大臣・中央銀行総裁声明も踏まえ、FATFメンバー法域等における勧告15等に関する実施状況等やDeFiやP2P取引を含む新たなリスクへの対応に関する報告書等の取りまとめにおいて、主導的な役割を果たした。



【本事務年度の作業計画】

- 2024年3月末時点の「対応結果報告」を踏まえたモニタリングを通じて、各金融機関における態勢整備状況の確認を行うとともに、有効性の検証に関して、取組事例の共有や、各金融機関の参考となるような一定の目線・考え方を整理する。
- 為替取引分析業者の監督対応等を適切に実施するとともに、金融業態全体のマネロン等対策の底上げに向けた取組を後押しする。
- 2028年にオンサイト審査が予定されている FATF 第5次対日相互審査を見据え、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の議論を通じ、関係省庁と連携して、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」に示した我が国のマネロン等対策に関する施策を着実に実行する。
- 利用者のマネロン等対策へのさらなる理解の向上に資するため、官民一体となって、効果的な周知・広報等を実施する。
- 金融機関に対するアウトリーチ活動については、外部講演、勉強会の機会を活用し、積極的な情報発信により、金融機関の理解を促す。
- 業態横断フォーラム等、地域における情報連携の枠組を定着させ、金融機関同士のネットワーク構築やノウハウ共有をさらに促進する。
- FATF 政策企画部会での、クロスボーダー送金の透明性向上に関する勧告16改訂案の最終化に向けた検討や、その後策定が求められるガイダンス案に含むべき事項の検討等の作業において、共同議長として主導的な役割を果たし、国際的なマネロン等対策の課題解決に貢献する。
- FATF における暗号資産に関する取組について、暗号資産コンタクトグループの共同議長として、トラベルルールを含む勧告15の実施促進や、DeFi や P2P 取引を含む新たなリスクへの対応に関し、議論をリードする。

③ サイバーセキュリティの強化

【昨事務年度の実績】

- 昨今の脅威動向、これまでのモニタリングの実績、国内外の情勢等を踏まえ、サイバーセキュリティに関する監督指針等の改正案及び「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」案のパブリックコメントを開始した¹¹（2024年6月）。
- サイバーセキュリティに関する自己評価（サイバーセキュリティセルフアセスメント；CSSA）の対象を、地域金融機関・新形態銀行に加えて証券会社、保険会社及び信託銀行に拡大した。日本銀行と共同で自己評価の結果を分析し、他の金融機関対比での自組織の位置付けや改善すべき領域に関する情報を還元し、各組織及び業界全体のサイバーセキュリティの強化を促した。
- 最新のサイバー攻撃の脅威動向を反映したシナリオの下、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VIII）を2023年10月に実施し、金融業界全体のインシデント対応能力の向上を促した。
- 金融機関において実施した脅威ベースのペネトレーションテスト（TLPT）の結果を収集・分析し、好事例及び課題を還元することにより、各組織及び業界全体のサイバーレジリエンスの強化を促した。

¹¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240628-2/20240628.html>



た。

- G7 サイバー・エキスパート・グループ (CEG) に参画し、2024 年 4 月に実施されたクロスボーダーサイバー演習に参加するとともに、サイバーセキュリティに関する先進事例及び課題について意見交換するなどを通じ、他国当局との連携強化を図った。また、国際通貨基金 (IMF) による金融セクター評価プログラム (FSAP) において、サイバーセキュリティに関するモニタリング上の課題を議論・検討した。
- 3メガバンクに対しては、国内外の脅威動向及び海外大手金融機関における先進事例等を踏まえ、①グループベース及びグローバルベースでのサイバーセキュリティに関するリスク管理態勢の強化 (ガバナンス、リスク評価、内部監査等)、②サイバーレジリエンスの強化等を主なテーマとして、日本銀行と連携して通年検査の一環としてサイバーセキュリティ管理態勢を検証し、その強化を促した。
- 地域金融機関等に対しては、規模・特性等に応じて、検査を含めたモニタリングを実施し、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性の向上を促した。
- 主要な金融市場インフラ事業者に対しては、日本銀行と連携して、サイバーセキュリティ管理態勢の実態を把握するとともに、その強化を促した。

【本事務年度の作業計画】

- 2024 年 6 月から 7 月にかけて実施したパブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、サイバーセキュリティに関する監督指針等の改正案及びガイドライン案を最終化し、その後、業界団体等と連携の上、これらの円滑な運用を図る。
- CSSA の対象を 3メガバンク以外の主要行、労働金庫等にも拡大する。あわせて、2025 事務年度以降に向け、上記ガイドラインと整合させる形で、自己点検票の見直しを行う。
- 金融業界全体のインシデント対応能力のさらなる向上を図るため、最新のサイバー攻撃の脅威動向を反映したシナリオの下、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall IX) を実施する。また、演習結果について分析し、業界に還元する。
- 地域金融機関等からサンプルを抽出して TLPT を実施し、地域金融機関等における TLPT の有効性を実証する。具体的には、対象先のサイバーレジリエンスの強化のみならず、地域金融機関に共通する脅威インテリジェンスを抽出し、同業態全体に還元することで、TLPT の障壁を下げるとともに、TLPT の結果判明した脆弱性のうち、よく認められるものを抽出し、同業態全体に還元することで、地域金融機関全体のサイバーセキュリティの強化を図る。
- 国際的に影響を及ぼすサードパーティやサプライチェーンのリスクの顕在化や地政学的な動向を踏まえ、引き続き、G7 CEG をはじめとする国際的な議論に参画し、脅威・リスク動向、サイバーセキュリティに関する先進事例及び課題について把握し、国内金融セクターのサイバーセキュリティ強化に向けた施策に活用するとともに、サイバーインシデントに備え、主要国当局との連携強化を図る。また、IMF FSAP の結果を踏まえて国内施策を実施する。
- 耐量子計算機暗号 (PQC) への移行を検討する際の推奨事項、課題及び留意事項について、関係者とさらに検討するための検討会を開催し¹²、議論の結果を成果物として取りまとめる。
- 3メガバンクに対しては、引き続き、①グループベース及びグローバルベースでのサイバーセキュ

¹² <https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20240704.html>



リティに関するリスク管理態勢の強化、②サイバーレジリエンスの強化、③サードパーティリスク管理の高度化等を主要テーマに、日本銀行と連携し、通年検査の一環としてサイバーセキュリティ管理態勢を検証する。

- 地域金融機関等に対しては、規模・特性等に応じて、検査を含めたモニタリングを実施し、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性を検証する。
- 主要な金融市場インフラ事業者に対しては、日本銀行と連携して、2023 事務年度に把握した実態を踏まえた検証を行う。

④ 経済安全保障上の対応

【昨事務年度の実績】

- 経済安全保障推進法の下での基幹インフラ制度について、政令等の整備、関係機関との連携、「基幹インフラ制度に関する相談窓口」の運営等を通じた関係事業者と対話を行い、制度の運用を開始した（2024 年 5 月）。

【本事務年度の作業計画】

- 基幹インフラ制度に関し、引き続き、事業者からの事前相談に対応するとともに、届出審査を行う。また、必要に応じて「金融分野における経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説」（Q&A）を更新する。
- 関係省庁と連携し、重要経済安保情報保護活用法の施行（2024 年 5 月の公布から 1 年以内）に向けて規程の整備や指定対象情報の検討等について適切に対応する。

⑤ IT ガバナンスの強化

【昨事務年度の実績】

- 金融機関における IT ガバナンスについて、検査を含めたモニタリングを通じ、その強化を促した。
- 金融機関の IT レジリエンスについて、モニタリングを実施し、課題等について対象金融機関に還元するとともに、その概要を「金融機関のシステム障害に関する分析レポート¹³」として公表した（2024 年 6 月）。
- IT 技術を活用し、新たに金融サービスを提供しようとする事業者（いわゆるデジタルバンク等）からの免許申請について、システム稼働の安定性が確保される態勢が整っているかなどの観点から審査を行った。
- クラウドサービスの利用に関するシステムリスク管理上の課題等について、クラウド事業者等との対話を実施した。
- 大規模かつ難度の高いシステム統合・更改案件について、近年の動向（システム障害の傾向、技術の導入状況（例えば、オープン化やクラウドサービスへの移行））等を踏まえ、検査を含めたモニタリングを通じ、本番稼働後の安定的な運用を確保するための態勢整備を促した。
- システム障害について、金融機関との対話を通じて、システムリスク管理態勢の自律的な改善を促した。また、金融機関で発生したシステム障害を分析し、その傾向・事例をまとめたレポートを公表

¹³ <https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240626/20240626.html>



することで、金融業界全体のシステムリスク管理態勢の強化を促した。

【本事務年度の作業計画】

- 金融機関の IT ガバナンスについて、検査を含めたモニタリングを通じ、その強化を促すとともに、金融機関の規模に応じて、グループ・グローバルベースでの IT 戦略の全体像を把握の上、有効性を確認する。
- オペレーショナル・レジリエンスについて、主要行等に対してアンケートやヒアリングを通じて、実施状況を検証する。
- デジタルバンク等からの免許申請について、システム稼働の安定性を確保する態勢が整っているかなどの観点から支援を行う。
- クラウドサービスの利用に関するシステムリスク管理上の課題等について、クラウド事業者等との対話を継続する。
- 金融機関の重要なシステムの統合・更改プロジェクトについて、近年の動向（システム障害の傾向、技術の導入状況（例えば、オープン化やクラウドサービスへの移行））を踏まえ、プロジェクトの難度に応じ、リスクベースで検査を含めたモニタリングを行うことにより、本番稼働後の安定的な運用を確保するための態勢整備を促す。
- システム障害については、サードパーティ・サプライチェーンに起因するものを含め、監督局と連携し、原因、顧客対応及び再発防止策の実効性を検証（重大インシデントに対しては、必要に応じて報告徴求命令や検査等の実施を通じて、重点的に検証）する。

⑥ 気候関連金融リスクへの対応

【昨事務年度の実績】

- シナリオ分析の試行的取組（パイロットエクササイズ）の分析結果（2022年8月公表）を受け、3メガバンクや十数社の損害保険会社と議論し、第2回エクササイズ実施に向けた検討・準備を行った。銀行セクターについては、「気候関連シナリオ分析～銀行セクターにおける今後の取組～」(2024年5月公表)において、パイロットエクササイズ以降の取組と、第2回エクササイズの枠組みを示した。
- 2022事務年度に引き続き、NGFSシナリオに係る委託調査を実施し、「NGFSシナリオの活用方法に関する調査」報告書を公表した（2024年4月）。

【本事務年度の作業計画】

- 新たに「気候関連リスクモニタリング室」を設置し、金融機関の経営戦略やリスク管理の枠組みにおける気候関連金融リスクの位置づけ、顧客の気候関連のリスクへの対応を支援する取組等を確認する。
- シナリオ分析の手法・枠組みを継続的に改善していくため、日本銀行と共同で、3メガバンクや十数社の損害保険会社と連携して、第2回エクササイズを実施する。
- 上記取組を踏まえ、国際的な動向やトランジション・ファイナンスの重要性の高まり等も踏まえつつ、「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」(2022年7月公表)の内容・位置付けを改めて整理することも視野に入れ、気候関連金融リスク管理のあり方等について具体的



な議論を進める。

- 金融機関において TCFD 提言に基づき実施しているシナリオ分析に関する業態間での比較調査等を行い、公表する。

⑦ 特定金融指標の監督

TORF

【昨事務年度の実績】

- TORF の頑健性・信頼性・透明性向上に向けた QUICK ベンチマークスによる取組をフォローアップした。

【本事務年度の作業計画】

- QUICK ベンチマークス社による TORF の頑健性・信頼性・透明性向上に向けた施策の検討等の取組を引き続きフォローアップする。

TIBOR

【昨事務年度の実績】

- TIBOR については、その頑健性・信頼性・透明性向上に向けた全銀協 TIBOR 運営機関（以下「運営機関」）による取組をフォローアップした。特に、2023 年 12 月、運営機関が公表した「ユーロ円 TIBOR を参照する商品の『新規取引の停止時期』に関して寄せられたご意見」を踏まえ、遅くとも 2024 年 6 月末までに同指標を参照する商品の新規取引を停止することを推奨するアナウンスを金融庁ウェブサイトに掲載した。さらに、2024 年 3 月、運営機関が「ユーロ円 TIBOR の恒久的な公表停止の実施可否等に関する市中協議」の結果に基づき、2024 年 12 月末での同指標の恒久的な公表停止を決定したことを踏まえ、市場参加者による時間軸を意識した適切な移行対応を促すアナウンスを金融庁ウェブサイトに掲載した。

【本事務年度の作業計画】

- TIBOR の頑健性・信頼性・透明性向上に向けた運営機関による取組を引き続きフォローアップする。特に 2024 年 12 月末で恒久的に公表停止されるユーロ円 TIBOR について、同指標の秩序ある公表停止に向けて時間軸を意識した適切な移行対応が進められるよう、各金融機関における同指標参照契約からの移行状況や顧客対応状況を踏まえつつ、必要に応じて適切な対応を促す。

欧州ベンチマーク規制

【昨事務年度の実績】

- TIBOR 及び TORF の欧州域内利用に関しては、第三国指標規定に係る市中協議の結果を踏まえて制度設計を改定した欧州委員会との間で、欧州ベンチマークに対する猶予期間の延長を踏まえ、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議した。



【本事務年度の作業計画】

- TIBOR 及び TORF の欧州域内利用に関して、欧州委員会との間で、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続する。

2. 業態別の課題への対応

(1) 主要行等・新形態銀行・日本郵政

主要行等

【昨事務年度の実績】

a) 総論

- 各金融機関グループの経営上重要な課題について、通年・専担検査の枠組み等を通じ、対話を行った。その際、各グループに共通する課題については、水平レビューの実施により、各グループの実務等の特徴を把握した上で、対話を行った。各グループの海外拠点・ビジネス等におけるリスクや課題については、海外当局とも、個別の面談や監督カレッジ等の機会を通じ、意見交換を行った。これらの課題についての金融庁の考え方については、フィードバックレター等により各グループの経営陣を含む役職員に伝達し、この中でリスク管理態勢や実務等に係る必要な改善を促した。また、複数のグループに共通する課題など、幅広く周知・注意喚起すべき事項については、金融機関との意見交換会における情報発信を行った。

b) 信用リスク

- 業況悪化した、もしくは業況悪化が見込まれる事業者に対する改善支援に向けた取組等について、行内資料の精査や随時のヒアリングによって実態把握を行い、与信審査や期中管理の状況について、対話を行った。また、国内外の社会・経済環境が大きく変化する中、内部格付等のプロセスの有効性について、行内規程や個社のサンプルを参照しながら、対話を行った。
- 国内不動産業向け融資に関して、各行の足元の融資動向等の実態把握を行った。
- 海外不動産業向け融資に関して、各行の海外不動産融資の戦略上の位置付けを確認するとともに、アジアにおける不動産融資や近年市況の悪化がみられる米国の商業用不動産向け融資を中心に、リスク管理の実態を重点的に把握した。

c) 市場・流動性リスク

- 本邦では金利が上昇する等、金融市場の変動がみられる中、各行の運用・調達方針をタイムリーに把握し、市場の変動が各行の財務の健全性や外貨流動性、金融システムに与える影響について分析を行った。さらに、その分析結果を踏まえ、市場リスク・流動性リスク管理態勢について各行と対話を行った。
- 外貨流動性リスク管理について、日本銀行と共同で調査を実施し、外貨流動性ストレステストにおける前提の妥当性の検証や精緻化等、高度化を促した。
- 大手行による外貨流動性ストレステストの厳格化・精緻化等によるリスク管理の高度化について、



日本銀行と連名で、日銀レビューとして公表した（2024年5月）。

d) ガバナンス・横断的リスク

- 各行におけるストレステストの実施体制について対話を行った。特に、共通シナリオを用いた実施手法の検証に加え、ガバナンス面、結果の活用状況の検証を日本銀行と共同で実施し、各行との対話を経て、ストレステスト実施プロセスに係る把握事項のフィードバックを行った。
- 「モデル・リスク管理に関する原則」（2021年11月公表）の対象金融機関（G-SIBs 及び D-SIBs 等）に対し、2022年度に引き続き、モデル・リスク管理態勢の構築状況に関するモニタリングを実施した。その結果、各行において、それぞれが策定した計画に基づき、モデル・リスク管理の態勢を構築し、実務運営を開始していることが確認された。
- 各金融機関が海外での買収や拠点拡大等国境・業態を超えた業務展開を推進する中、グループ・グローバルのガバナンスの高度化を促した。また、内部監査の高度化に向けた取組等やグローバルでの経営を支える IT・システム等の状況、グループ内の信託ビジネスにおける顧客保護、ガバナンス等について確認を行った。
- 内部監査については、大手銀行グループにおける高度化に向けた取組状況や課題認識を整理・取りまとめ、「『金融機関の内部監査の高度化』に向けたプログ्रेसレポート（中間報告）」を公表した（2023年10月）。
- 資本政策に関する中期的な経営目標の考え方、足元の環境を踏まえた株主還元策の方針、自己資本充実度等について、人的資本等に係る投資戦略にも着目しながらヒアリングを実施した。
- システム上重要な金融機関における秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた取組について、実効性の確保に向けた課題事項への取組状況についてフォローアップを行った。また、バリュエーション及びテストングについて、その目的や意義、金融機関が整備すべき態勢等を明確化する趣旨から、所要の監督指針改正を行った（2024年4月適用）。
- 政策保有株式については、2023年9月末基準でヒアリングを実施し、保有意義や縮減計画の進捗のほか、中長期的な削減見通しや最終的な絵姿を確認した。
- 「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」（BCBS239）について、各金融機関グループにおいて共通のテーマ設定の下、リスクデータに係る適時報告演習等を実施した。
- 大手銀行グループにおいて、銀証ファイアーウォール規制違反事案に関して経営管理態勢並びに内部管理態勢が不十分であることが確認されたことから、これらの改善対応策等について報告を求めた。

【本事務年度の作業計画】

a) 総論

- 引き続き、金融仲介機能の発揮状況やその基盤となる財務の健全性について、データを用いて分析・把握し、各金融機関と対話を行う。その際、金融機関の負担軽減及び効果的なモニタリングの実現のため、日本銀行と適切に連携する。また、監督カレッジや日々のモニタリングに関する情報共有等を通じて、海外当局と連携を深める。

b) 信用リスク

- 各行のリスクアペタイトやリスクテイク方針を確認したうえで、それに応じた審査態勢やリスク管



理態勢の構築、健全なリスクカルチャー、融資規律が醸成されているかなどについてモニタリングを行う。

- 与信先の業況等について実態把握を行い、それを踏まえた与信先の期中管理及び事業者支援等の取組について確認し、各行に必要な対応を促す。なお、必要に応じて個別債務者の自己査定や償却・引当等の状況を確認する。
- 国内の不動産業向け融資に関して、国内外の経済・金融環境の変化等を踏まえ、各行の与信方針や融資動向について、引き続き日本銀行と合同でヒアリングを実施し、実態把握を行う。
- 海外ファンド向けファイナンスについても、今後の信用リスクへの影響を含め、各行のリスク管理態勢についてモニタリングを行う。

c) 市場・流動性リスク

- 各行の運用・調達方針を把握した上で、国内外の金融市場の変動が各行の財務の健全性や金融システムに与える影響について分析を行う。また、金利の上昇など、本邦の金融環境に変化がみられることを踏まえ、預貸、有価証券を含めた ALM 運営方針・リスク管理態勢について検証し、その高度化を促す。
- 外貨流動性リスク管理の高度化に向けて、外貨流動性ストレステストや危機時対応に係る計画等について日本銀行と共同で調査を行う。

d) ガバナンス・横断的リスク

- ストレステストの実施状況について対話を行う。また、ストレステストの実施手法の検証を主眼に、引き続き共通シナリオによるストレステストを日本銀行と共同で実施する。
- 各金融機関が海外での買収や拠点拡大等国境・業態を超えた業務展開を推進する中、グループ・グローバルのガバナンスについて、業務の規模・複雑性に応じた IT・システムや内部監査等のあり方、本社による適時・適切な状況把握を含めた海外拠点の管理態勢について対話を行う。
- 株主還元策や、自己資本充実度等の資本政策に関する経営方針について、中長期的な事業戦略にも着目しながらヒアリングを実施する。
- システム上重要な金融機関における秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた取組について、各金融機関の破綻処理準備態勢のさらなる高度化を促すとともに、実効性を確保するためのモニタリングや対話を継続する。FSB の報告書等や IMF の FSAP 対日審査報告書において、破綻処理枠組みの実効性強化、特に当局間連携の強化の重要性が指摘されていることも踏まえ、危機時の当局間連携を強化するための中期的な取組を検討する。
- 政策保有株式について、保有意義の検証や縮減計画の進捗等に係る確認を行う。
- 「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」(BCBS239) について、リスクデータに係る定期的な適時報告演習等の結果を踏まえた対話を通じて、各社に対して遵守状況の評価や課題事項のフィードバックを行うことで、各金融機関グループにおけるリスクデータ集計能力とリスク報告態勢のさらなる高度化を促す。くわえて、各社のデータガバナンスの発揮状況についても確認する。



■ 新形態銀行

【昨事務年度の実績】

- 新形態銀行における AML/CFT、システムリスク、流動性リスク等、各リスクへの対応状況について、継続的にモニタリングを実施した。
- 各行の経営トップとの対話（トップヒア）を通じて、事業環境認識や中長期的なビジネス戦略の考え方を確認し、それらを踏まえた経営の重要課題について意見交換を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 銀行トップや親事業会社との間で、グループベースでの事業戦略や中長期的な成長戦略等の方向性を確認、それらを実現するうえでのガバナンスを含む経営の諸課題等について対話を行う。
- 新形態銀行における AML/CFT、システムの安定稼働、流動性リスク管理など、業務に係るリスクへの対応状況について、継続的にモニタリングを行う。

■ 日本郵政

【昨事務年度の実績】

（ゆうちょ銀行）

- 市場運用について、国際分散投資やリスク性資産の残高を拡大する方針を踏まえ、ストレス耐性のあるポートフォリオの構築やリスク管理態勢の強化に向けた取組状況について、定期的に対話を実施した。また、2024年3月のマネロン等対策に係る態勢整備期限に向けた取組状況を確認した。
- さらに、システムリスク管理の高度化に向けた取組状況や郵便局等における不祥事件の再発防止策の取組状況のほか、資産運用商品販売における顧客本位の業務運営への取組状況、エクイティ性資金の供給を通じた地域の事業者支援等の新たな法人向けビジネスの進捗についても確認した。不祥事件については、ゆうちょ銀行及び日本郵便において高齢者を狙った犯罪事案が発生したことを受け、発生原因分析や再発防止策を確認した。

（かんぽ生命）

- 業務改善計画に基づく定期報告を通じ、顧客本位の業務運営に向けた施策の定着やコンプライアンス・顧客保護を重視する健全な組織風土の醸成に向け経営陣が適切に関与した実効性を高める態勢が概ね整備されたことを確認するとともに、同社が抱える事業基盤の強化及び収益基盤の再構築という課題への対応状況について対話を行い、一層の対応を促した。

（日本郵政）

- 中期経営計画等の進捗状況をフォローアップする中で、グループの新たな成長の実現に向けて、グループ外企業との連携やグループ DX の推進等の取組状況を確認した。

【本事務年度の作業計画】

（ゆうちょ銀行）

- 国内外の金融市場の変動等を踏まえ、財務の健全性に留意した ALM 運営のほか、ストレス耐性のあるポートフォリオの構築やリスク管理態勢の強化に向けた取組状況について対話を実施する。
- また、中長期的な事業戦略を踏まえた取組の進捗状況に加え、顧客本位の業務運営の定着やシステ



ムリスク管理の高度化に向けた取組のほか、マネロン等対策の有効性向上や不祥事件の再発防止に向けた取組について対話を実施する。

(かんぽ生命)

- 経営陣が適切に関与した形での顧客本位の業務運営に向けた施策の定着やコンプライアンス・顧客保護を重視する健全な組織風土の醸成に向けたガバナンス強化を含む態勢の実効性について、通常の監督・モニタリングにおいて継続的に確認するとともに、同社が目指す事業基盤の強化及び収益基盤の再構築という課題への対応状況について引き続き対話を実施する。

(日本郵政)

- 中期経営計画等の進捗状況をフォローアップする中で、グループ全体の中長期的な収益基盤の確保に向けた取組状況について対話を実施する。

(2) 地域金融機関

地域銀行

【昨事務年度の実績】

- 財務局とともに地域銀行の経営トップと対話を行い、経営改革に向けたそれぞれの取組を促した。
- モニタリングにおけるガバナンスと人的資本に着目したアプローチとして、地域銀行におけるガバナンスの発揮状況や人的投資・人材育成への取組状況について、経営トップのほか営業店・人事部門等の各層の役職員や社外取締役等と対話を行うことを通じて確認し、取組を促した。その際、銀行持株会社による経営管理機能の高度化を進める地域銀行についてはその進捗を確認した。
- 独占禁止法特例法と資金交付制度について、適切な運用を行った。
- 国内外の金融経済情勢等を注視するとともに、財務局等とも連携しながら、市況の変化や大口与信先の状況等が各行の期間収益や健全性に与える影響、信用リスクや市場リスクの見通しを踏まえた各行の対応状況等を随時にモニタリングし、必要な改善を促した。
- 検査に際して対面とウェブ会議を併用したり、新規業務の許認可等に関して相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施したりするなど、効率的な検査・監督業務に努め、地域銀行の負担軽減や自主的な取組の後押しを図った。
- 有価証券運用に係るリスク管理態勢等について、地域銀行と対話を行い、把握した参考事例等を公表した(2023年9月)。また、リスク管理上重要なツールであるストレステストの各行の実施・活用状況やストレス時の対応計画の策定状況を把握するとともに、対話を通じて、各行の規模・リスク特性に応じたリスク管理態勢の高度化を促した。
- 地域銀行や地域銀行グループが行うリスク性金融商品の販売に関し、適合性原則を踏まえた適正な投資勧誘等の顧客本位の業務運営に関する論点に加え、経営戦略における位置付けについて、地域銀行との対話を実施した。
- 金融機関による引当方法に関する創意工夫や、引当に関する開示の充実を後押しするため、アンケートや有価証券報告書の分析を通して、金融機関における引当方法の見直し状況や引当開示の見直し状況の把握を行い、その調査結果を「金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート」において公表した(2024年6月)。



【本事務年度の作業計画】

- 地域銀行におけるガバナンス・人的資本に係る取組について、これまでの対話で得られた知見・ノウハウを活用しながら、通常の監督業務の中で引き続き確認する。
- 国内外の経済・金融市場の動向や、それが金融機関・事業者等に及ぼす影響を引き続き注視し、大きな市場変動等に際して迅速な対応が図られるよう、各地域銀行の対応方針や態勢整備の状況を随時確認する。
- 地域銀行の経営方針やリスクテイクの状況、経営環境や直面している各種課題の軽重、経営資源等を踏まえながら、有価証券運用の状況や市場リスク、流動性リスク、取引先等の実態把握の状況を含む信用リスクの管理態勢等について、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングするとともに、必要な改善を促す。持続可能な収益性や将来の健全性に課題を有する先に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を継続することで、経営基盤の強化に向けた実効性のある取組を強く促す。
- 地域銀行について、預貸、有価証券を含めた ALM 運営方針に加え、ストレス時の対応を含めたリスク管理態勢についてモニタリングを実施する。
- 地域銀行グループが行うリスク性金融商品の組成・販売・管理等に関し、顧客本位の業務運営に関する論点に加え、リテールビジネスの経営戦略への位置付けや持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、引き続き、持株会社や地域銀行等との対話を実施する。
- 地域金融機関が、自行の融資ポートフォリオを踏まえた、よりの確な信用リスクの見積もりを行う取組を後押ししていくため、引当の見積りのプロセスや開示のあり方を含めて、引き続き、取組状況の把握等に努める。
- 新規業務の許認可等に関して、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、効率的な監督業務に努め、地域銀行による自主的な取組を後押しする。

協同組織金融機関

【昨事務年度の実績】

- 協同組織金融機関の持続可能な経営の確立に向けて、財務局とともに、金融仲介機能の発揮状況と経営基盤の強化に関して、経営トップとの対話を進めた。
- 人的投資・人材育成への取組状況について、経営トップのほか営業店・人事部門等の各層の役職員と対話を行うことを通じて確認し、取組を促した。
- 国内外の金融経済情勢等を注視するとともに、財務局等とも連携しながら、市況の変化や大口与信先の状況等が各協同組織金融機関の期間収益や健全性に与える影響、信用リスクや市場リスクの見通しを踏まえた各協同組織金融機関の対応状況等を随時にモニタリングし、必要な改善を促した。
- 検査に際して対面とウェブ会議を併用したり、新規業務の許認可等に関して相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施したりするなど、効率的な検査・監督業務に努め、協同組織金融機関の負担軽減や自主的な取組の後押しを図った。
- 中央機関との間で、リスク管理の高度化や人材育成等をはじめとした協同組織金融機関の経営や業務のサポートの観点にくわえて、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点としての取組として、事業者支援関係機関との連携、取引先の人材採用支援、ビジネスマッチング等に関して対話を実施した。
- 地域や事業者の抱える様々な課題について、財務局とともに、信用金庫・信用組合による課題解決に



向けた自主的な取組を後押しすべく、モニタリング等を通じて得られた具体的な事例を還元した。

【本事務年度の作業計画】

- 協同組織金融機関が会員・組合員間の相互扶助の理念の下、顧客のニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献することで、自らの経営基盤を強化し、持続可能な経営の確立を図ることができているか、それぞれの規模や特性、地域の人口動向等といった経営環境を踏まえつつ、財務局とともに対話を進める。
- 国内外の経済・金融市場の動向や、それが金融機関・事業者等に及ぼす影響を引き続き注視し、大きな市場変動等に際して迅速な対応が図られるよう、各協同組織金融機関の対応方針や態勢整備の状況を随時確認する。
- 協同組織金融機関の経営方針やリスクテイクの状況、経営環境や直面している各種課題の軽重、経営資源等を踏まえながら、有価証券運用の状況や市場リスク、流動性リスク、取引先等の実態把握の状況を含む信用リスクの管理態勢等について、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングするとともに、必要な改善を促す。持続可能な収益性や将来の健全性に課題を有する先に対しては、早期警戒制度等に基づく深度ある対話を継続することで、経営基盤の強化に向けた実効性のある取組を強く促す。
- 新規業務の許認可等に関して、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、効率的な監督業務に努め、協同組織金融機関による自主的な取組を後押しする。
- 中央機関については、対話を通じて、リスク管理の高度化や人材育成等の観点も含む、経営や業務のサポートといった役割の発揮に比べ、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点として、様々な事業者支援施策の推進など、協同組織金融機関による地域課題の解決・経営基盤の強化に資する取組への支援を進めることを促す。
- 協同組織金融機関に対して、財務局とともに、地域や事業者、協同組織金融機関自らの課題とその解決に向けた取組の参考となるよう、モニタリング等を通じて得られた具体的な事例の展開を図る。

(3) 金融商品取引業者等

① 横断的課題

【昨事務年度の実績】

- 2023年7月に施行された複雑な仕組債等の販売勧誘に係る関係ガイドライン等（以下「改正ガイドライン」）の対応状況について、自主規制機関が実施した証券会社の複雑な仕組債の取扱状況等に関する調査結果も踏まえモニタリング及び対話を行ったところ、以下の状況が確認された。
 - 複雑な仕組債の販売を継続している販売会社においては、販売対象顧客の絞込みや勧誘開始基準の見直しなど、改正ガイドラインを踏まえた販売態勢の構築を進めている。
 - また、個人向けの仕組債について、一部の販売会社は、顧客によっては理解が困難であるほか、リスクに見合うリターンが得られない場合があるとして、取扱停止や販売態勢の見直しを行っている。



- 一方、新たに販売しようとする仕組債の価格変動リスクのシミュレーション分析・参照金融指標の検証期間について、仕組債の種類毎の商品性に応じた適切な検証期間の設定が必要と考えられるところ、多くの販売会社が、株価指数連動型や為替連動型の仕組債についても一律の期間（例えば5年）で検証し、商品組成・導入するなど、プロダクトガバナンス態勢については、高度化の余地が認められた。
- イノベーションやグローバル化の進展、金融機関に対する顧客や社会からの要請の高まり等の金融機関を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、特に先進的な管理が必要と考えられる金融機関における、新商品や新規ビジネスの管理態勢やそれらの継続的な管理態勢について調査を行い、「商品・サービス及び業務のライフサイクル管理に関する基本的な考え方」を公表した（2024年6月）。
- 証券会社の市場のゲートキーパーとしての役割や、市場の公正性の確保に向けた積極的な貢献も含めたコンプライアンス態勢の構築状況とそれを支えるガバナンスの発揮状況についてモニタリングを実施し、必要に応じて、改善やさらなる態勢強化を促した。

【本事務年度の作業計画】

- 商品の複雑さやリスクといった商品の特性等に応じた組成・販売勧誘態勢（商品組成を行っていない場合は、組成会社との情報連携等管理態勢）について、法令や自主規制規則等の遵守状況を含めたモニタリングを行う。
- くわえて、顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行うための経営管理態勢及び業務運営態勢の構築状況について、モニタリングを行う。
- 特に、顧客の最適なポートフォリオを構築する観点から、特定の商品カテゴリーあるいは特定銘柄への販売偏重を未然に防止するための取組状況について、モニタリングを行う。
- また、顧客の安定的な資産形成支援というNISA制度の趣旨を踏まえ、NISA口座の成長投資枠を使用した合理性のない短期の乗り換え勧誘を防止するための具体的な取組について、モニタリングを行う。
- 「商品・サービス及び業務のライフサイクル管理に関する基本的な考え方」（2024年6月公表）を踏まえ、金融機関における商品等のライフサイクル管理態勢の高度化に向けた対話を継続する。

② 個別業態における課題

■ 大手証券会社

【昨事務年度の実績】

- グローバルな事業展開を行っている大手証券会社に対しては、各社の重要な課題やビジネス動向等に応じて、実地調査を行った他、水平レビューや海外当局との連携等を通じて、効果的なモニタリングを行った。モニタリングにおいて把握した課題については、フィードバックレター等により、経営陣に対して共有し、改善を促した。
- システム上重要な金融機関における秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた取組について、フォローアップを行った。
- 大手証券会社において、銀証ファイアーウォール規制等に係る金融商品取引法上の違反が認められたため、経営管理態勢及び内部管理態勢等の改善を求める所要の行政上の措置を講じた。



【本事務年度の作業計画】

- 大手証券会社については、国内外で事業拡大を進める動きが見られる中、グループ・グローバルのビジネスモデルや経営戦略、戦略遂行上の課題認識等について対話を行う。それらを踏まえ、各社のグループ・グローバルのガバナンスやリスク管理（決済リスク管理やカウンターパーティ信用リスク管理を含む）態勢等について、海外当局とも連携しつつ、一層の強化を促す。また、内部監査の高度化の取組みや、IT・システム等のあり方について対話を行う。
- システム上重要な金融機関における秩序ある処理等の円滑な実施の確保に向けた取組について、金融機関の破綻処理準備態勢のさらなる高度化を促すとともに、実効性を確保するためのモニタリングや対話を継続する。

■ 準大手証券会社・地域証券会社

【昨事務年度の実績】

- 準大手証券会社に対し、各社の中期経営計画に基づく取組状況や顧客本位の業務運営の実践状況について、日々のモニタリングに加え、トップヒアを含む経営陣との対話を通じて実態把握を行い、各社の持続可能なビジネスモデルの構築についての確認を行った。
- 各財務局等において、地域証券会社に対し、日々のモニタリングに加え、トップヒアを含む経営陣との対話を通じて、各社の投資家保護及び顧客本位の業務運営のための態勢整備の状況等やビジネスモデルの課題等について議論を行った。そのほか、自主規制機関主催の会合等の場など、各社が一堂に会する機会をとらえて意見交換会を実施するなどして、各社の抱える課題等について議論を行った。
- 地域証券会社において、顧客の認知判断能力等の属性に照らして、不適切な販売勧誘が長期的・継続的に行われていたため、所要の行政上の措置を講じた。

【本事務年度の作業計画】

- ビジネス環境が大きく変化する中、収益構造の变革や業務提携・新規事業への取組状況、顧客本位の業務運営の実践状況などについて確認し、把握した好事例等も踏まえつつ、必要に応じて深度ある対話を行うなど、引き続き、持続可能なビジネスモデルに焦点を当てたモニタリングを実施する。

■ ネット系証券会社

【昨事務年度の実績】

- 不正アクセス等防止のための態勢整備状況について、アンケート調査等により進捗状況を確認するなど、システムリスク管理態勢の整備・運用状況についてモニタリングを実施し、必要に応じて改善を促した。
- 一部の大手ネット系証券会社が、国内株式等の売買手数料無料化を開始したことを踏まえて、当該無料化による各社のビジネス及び収益への影響についてモニタリングを実施した。
- 大手ネット系証券会社において、引受主幹事会社を務めた新規上場株式会社について、当該株式の相場を変動等させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら買付注文を受託等していたことから、所要の行政上の措置を講じた。



【本事務年度の作業計画】

- 近年、ネット系証券会社の顧客口座は急増しており、顧客による取引の増加が見込まれる中、各社のシステムが安定的に稼働することの重要性は一層増しているところであり、システムリスク管理態勢の整備・運用状況についてモニタリングを実施する。
- 新規事業の立上げや新サービス・商品の導入に際し、必要な法令等遵守態勢が整備されているか、顧客本位の業務運営の観点から適切な業務運営態勢が整備されているかについてモニタリングを実施する。

■ 外資系証券会社等¹⁴

【昨事務年度の実績】

- 日本拠点におけるビジネスの状況や、法令等遵守態勢、リスク管理態勢の状況等について、モニタリングを通じて確認し、法令等遵守態勢等に課題が見られた先については、改善を促した。また、監督カレッジへの参加や海外当局との意見交換を通じて、グループのビジネスの状況や課題等に係る理解を深め、日本拠点に対するモニタリングに活用した。
- 仕組債等のリスク性金融商品の組成会社としての取組を確認するため、アンケート調査を実施した。その結果を踏まえ、顧客本位の業務運営の推進の観点から、組成会社に期待される取組について周知を行った。
- 国際的金融グループの中で経営統合を進めている先について、ヒアリング等を通じて拠点の統合の方向性を継続的に確認するとともに、統合に関連する手続を行った。

【本事務年度の作業計画】

- モニタリングを通じて、日本拠点のビジネスモデルについて分析を行い、ビジネスモデルに見合ったガバナンスや法令等遵守態勢、リスク管理態勢の整備・運用状況を確認する。また、監督カレッジへの参加や海外当局との意見交換により、グループレベルでのビジネスの状況やガバナンス等についても理解を深め、日本拠点に対する深度あるモニタリングにつなげる。モニタリングの結果、業態に共通する課題や先進的な取組事例等を把握した場合には、レポート等の形で取りまとめ、情報発信を行う。
- 法令等遵守態勢や投資家対応の適切性に関して、過去に問題が認められた先の改善状況について、必要に応じて海外母国当局とも連携しつつ、継続的にモニタリングを行う。
- 顧客本位の業務運営の推進の観点から、仕組債等のリスク性金融商品の組成会社としての取組の進捗を確認する。
- 国際的金融グループの経営統合の動きに関して、引き続き、グループ全体の動向を把握しつつ、日本拠点の統合に係る対応及び将来的な方向性の検討が適切なガバナンス態勢の下で進められているかについてモニタリングを行う。

¹⁴ 外国銀行支店を含む。



■ 外国為替証拠金取引業者（FX 業者）・暗号資産等関連デリバティブ取引業者

【昨事務年度の実績】

- 店頭 FX 業者の決済リスク管理態勢強化への取組状況（日次ストレステスト、リスク情報開示、取引データ保存・報告制度）についてモニタリングを実施した。また、為替相場の変動により、FX 取引量は影響を受けることを踏まえ、日次ストレステストの結果でマイナスが生じており財務健全性に疑義のある先などについては、対応状況を確認の上、必要に応じて、リスク低減等を促した。
- FX 業者において、改ざんしたデータを使用してストレステストを実施している状況が認められたことから、所要の行政上の措置を講じた。また、暗号資産等関連デリバティブ取引業者において、当社資産が国外の関連会社等に流出し、投資家の利益が害されるといった事態を招かぬよう万全を期する必要がある状況であったことから、所要の行政上の措置を講じた。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、日々の為替相場やそれに伴う FX 取引量の変動を踏まえ、店頭 FX 業者の決済リスク管理態勢強化への取組状況についてモニタリングを継続する。
- 暗号資産等関連デリバティブ取引業者については、ビジネスモデルを適切に把握し、投資者保護の観点から業務の適切性について引き続きモニタリングを行い、必要に応じてリスク管理態勢や説明態勢等の強化を促す。

■ 第二種金融商品取引業者

【昨事務年度の実績】

- 取得勧誘やファンド運営等に関し、投資者保護上問題のある業務運営を行っているおそれがある者について、重点的なモニタリングを行うとともに、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者に該当する等の状況が認められた者等に対して、所要の行政上の措置を講じた。
- 貸付事業を出資対象とするファンド持分の取得勧誘を行う二種業者に対し、貸付先に係る情報開示の拡充の状況、ファンド審査の適切性等について実態把握を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 取得勧誘やファンド運営等について、関係機関からの情報や当局に寄せられる相談等を参考として、リスクベースのモニタリングを行い、投資者保護等の観点から問題が認められる業者に対しては厳正に対応する。
- 貸付事業等権利の取得勧誘に関しては、改正金融商品取引法（2023 年 11 月成立）の施行を踏まえ、ファンド審査や投資家への適切な情報提供等に係る業務管理体制の整備状況も含め、二種業者に対する実態把握を継続する。

■ 投資運用会社

【昨事務年度の実績】

- 運用の実態、運用の適切性、外部委託運用に対する運用管理態勢等についてモニタリングを行った。
- 投資法人資産運用会社に関して、利害関係人等との間で行われる取引について、デューデリジェン



スをはじめとした利益相反管理態勢の適切性等に係る実態把握や監督指針の改正を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 専門性の高い運用人材の育成・確保等の運用力の向上に必要な取組の強化を促すとともに、改訂される「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、プロダクトガバナンス（顧客の最善の利益に適った商品提供等を確保するためのガバナンス）に関する取組状況をフォローアップする。
- 本年開始したファンドモニタリング調査の結果を踏まえて、投資信託や集団投資スキーム等に関する潜在的なリスクの有無について早期に把握する。
- 運用面の外部委託管理態勢を含む運営体制について引き続きモニタリングを行う。
- 投資法人については、特に親会社等の利益を優先する誘因が強い経営体制や業務状況にある投資法人資産運用会社における利益相反管理体制等についてモニタリングを行う。

投資助言・代理業者

【昨事務年度の実績】

- インターネット、SNS 等を利用した広告表示や勧誘行為に係る業務運営の状況を把握するため、サンプル抽出した一部の投資助言・代理業者に対してアンケート調査を行い、情報分析及び検証を進めるとともに、問題が認められた業者に対し監督上の対応を行った。
- ウェブサイト上で著しく事実に相違する表示のある広告を行っている事例や顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない事例等が認められたことから、所要の行政上の措置を講じた。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、インターネット、SNS 等を利用した広告表示や勧誘行為に関する情報分析を進め、必要に応じて監督上の対応を行うなど、適切に対応する。

適格機関投資家等特例業務届出者

【昨事務年度の実績】

- 事業報告書を提出していない状況や営業所を確知できない状況等の違法行為等が認められた 13 業者に対して、投資者保護の観点から所要の行政上の措置を講じた。

【本事務年度の作業計画】

- 依然として法令等遵守の意識が低い業者が認められており、引き続き法令等遵守態勢の状況についてモニタリングを行い、特に事業報告書の未提出など業務運営上の問題が認められる業者に対しては厳正な対応を行う。

信用格付業者

【昨事務年度の実績】

- 四半期ヒアリング等を通じて、信用格付業者の業務の適切性等についてモニタリングを実施した。
- 監督カレッジ（2023年9月、12月、2024年3月、6月の計4回）への参加を通じて、海外当局と



信用格付業者に係る問題等について意見交換を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 今後も四半期ヒアリング等を通じて、信用格付業者の業務の適切性等についてのモニタリングを継続していくとともに、監督カレッジ等を利用しながら海外当局との連携を深める。

金融商品仲介業者

【昨事務年度の実績】

- 一部の所属金融機関取引業者（証券会社）に対して、アンケート調査を実施するなどして、委託先金融商品仲介業者における業務運営態勢・法令等遵守態勢の管理状況や顧客本位の業務運営の確保に向けた取組状況等について、モニタリングを実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、アンケート調査等により収集した好事例も踏まえつつ、投資家保護及び顧客本位の業務運営のための態勢整備の状況等についてモニタリングを実施する。

（４）保険会社

① 保険市場の信頼の回復と健全な発展に向けて

【昨事務年度の実績】

- 大手損害保険会社４社による保険料調整行為事案について、独占禁止法に抵触するおそれのある行為等が各社の営業部門を中心に広く認められるとともに、その背景にある組織全体にまたがる態勢上の問題が認められた。そのため、各社に対し、適正な競争環境整備に向けた方策の実施等を求める業務改善命令を発出し（2023年12月）、取組の進捗状況についてフォローアップを開始した。
- 中古車販売業者ビッグモーター社による保険金不正請求事案について、ビッグモーター社等が適正な保険募集を確保するための体制整備義務を果たしていないこと等が認められた。そのため、ビッグモーターその他の３社に対し、損害保険代理店としての登録を取り消す命令を発出した（2023年11月）。くわえて、一部の損害保険会社においてビッグモーター社への管理・けん制機能が働いていなかったこと、またその親会社において当該社に対する経営管理が十分に機能していなかったこと等が認められたところ、両社に対し、経営管理態勢の抜本的な強化等を求める業務改善命令を発出し（2024年1月）、取組の進捗状況についてフォローアップを開始した。
- 両事案に関する一連の行政対応の中で、不適切行為の誘因となる構造的課題や、適切な競争を阻害する要因があることが認められた。制度やモニタリングのあり方を検討するため、「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」を開催し（2024年3月～6月）、顧客本位の業務運営の徹底や健全な競争環境の実現に向けた必要な取組について幅広い議論を行い、報告書を公表した（2024年6月）。

【本事務年度の作業計画】

- 保険金不正請求事案及び保険料調整行為事案について、業務改善命令に基づき各社が提出した業務



改善計画について、抜本的な改善対応が適切に実施されるよう、フォローアップを継続する。

- 「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」の報告書等を踏まえ、保険会社に対し、顧客本位の業務運営を徹底し、保険市場における健全な競争環境の構築を実現するために、以下の点について、今後、必要な調査・分析を行った上で、監督指針の改正及び業界ガイドラインの策定・改正等を進める。
 - ① 第三者による代理店の業務品質の評価の枠組みの検討
 - ② 保険会社による代理店に対する指導等の実効性の確保
 - ③ 代理店手数料ポイント制度¹⁵の適切性確保
 - ④ 保険会社による自社商品の優先的な取り扱いを誘引する便宜供与の解消
 - ⑤ 乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保
 - ⑥ 共同保険のビジネス慣行の適正化
 - ⑦ 企業内代理店の実務能力の向上や自立の支援等
- 保険市場の信頼の確保と健全な発展を図るために、金融審議会において、大規模乗合代理店に対する厳格な規制や保険仲立人の活用促進、企業向け保険市場における火災保険の赤字状況、企業向け保険市場における保険契約者等への不適切な便宜供与の解消等の論点について、具体的な対応を検討する。

② 保険業界における課題

■ 保険業界における顧客本位の業務運営

【昨事務年度の実績】

- 公的保険制度を踏まえた保険募集について、保険代理店に対する保険会社による教育・支援状況や、保険代理店における保険募集上の独自の取組状況等を把握するため、保険会社や保険代理店へのヒアリングを実施した。
- 保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発や募集活動を防止する観点から、国税庁との意見交換会（2023年9月、2024年5月）を通して、継続的に同庁との連携を図った。
- 保険代理店の態勢整備や顧客本位の業務運営の取組状況等について実態把握を行うため、2023年11月より各財務局と連携して、2024年3月末をめぐりに保険代理店（86先）に対して、ヒアリングを実施した。
- 生命保険協会に設置された代理店業務品質評価検討ワーキング・グループへのオブザーバー参加を通じ、乗合代理店の業務品質評価運営の取組状況等について確認を行った（2023年9月、11月、2024年1月）。
- 生命保険協会の取組を踏まえ、代理店評価手法を見直す生命保険会社については、その内容や運営方法等につき実態把握を行った。
- 生命保険協会において実施した「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢のさらなる高度化に係る着眼点」に関するフォローアップアンケートの結果や着眼点の更新内容、生命保険各社で公表している本着眼点の取組状況を通じて、一部、コンプライアンス意識の醸成に向けた継続的な取組や、管理者による不適正事象の予兆把握に向けた仕組みの構築といった運用上の課題が

¹⁵ 代理店手数料を算出するための枠組。



確認されたものの、総じてコンプライアンス・リスク管理態勢のさらなる高度化に関する取組が適切に進められていることを確認した。

【本事務年度の作業計画】

- 保険本来の趣旨を逸脱するような商品開発や募集活動を防止する観点から、引き続き、国税庁と意見交換会等を通して連携を図る。
- 保険代理店ヒアリングの実施や個別の監督事例の共有等を通じて、財務局との連携を一層強化しつつ、保険代理店に対する監督を行う。
- 代理店業務品質評価検討ワーキング・グループへのオブザーバー参加等を通じて、生命保険協会の代理店業務品質評価に関する運営の動向を注視しつつ、同ワーキング・グループでの議論を踏まえ、各生命保険会社に対して代理店管理の高度化に向けた取組を促す。
- 営業職員チャンネルのコンプライアンス・リスク管理態勢に関し、発見された課題について、生命保険協会における継続的なフォローアップや各社の取組状況を通じて、確認する。

ビジネスモデル

【昨事務年度の実績】

（生命保険会社）

- 営業職員チャンネル、乗合代理店チャンネル、銀行窓販を主軸とする大手・中堅・中小の生命保険会社（18社）を対象に、アンケート及び対話を実施し、経営戦略、デジタル戦略、第三分野商品の現状や課題、銀行窓販の現状や課題等について、各社の取組状況や今後の方針について確認した（2023年12月～2024年4月）。
- また、大手生命保険会社の役員と面談（CxO ヒアリング）を実施し、商品開発、営業戦略、デジタル戦略、財務等の対話を行った（2023年9月～2024年1月）。
- さらには、大手4生命保険グループの経営トップと対話を行い、グループ全体としてのビジネス戦略等に関する議論を行った（2024年5月、6月）。

（損害保険会社）

- 大手3損害保険グループおよび中堅6社を対象に、国土強靱化に向けた取組等をテーマとして、災害保険に関する保険引受、損害サービスおよび防災・減災のサポート等の現状と課題について対話を実施した。対話を通じて確認した内容や各社の好取組事例等については、保険モニタリングレポートや意見交換会においてフィードバックを行い、損害保険会社における取組や啓蒙活動のさらなる強化等を促した。
- また、大手損害保険会社の役員と面談（CxO ヒアリング）を実施し、商品開発、営業戦略、デジタル戦略、財務等の対話を行った（2023年10月～12月）。

【本事務年度の作業計画】

- 持続可能なビジネスモデル構築に向け、各社の内部管理態勢の高度化も含め、保険会社との対話を実施する。その際、生命保険会社とは、非保険領域のビジネスモデルを含めた経営戦略やデジタル戦略をテーマとし、損害保険会社とは、自動車保険の損害サービス等の事業環境の変化を踏まえた中



長期的な課題へのリスク管理の取組み等をテーマとし、対話を行う。

グループガバナンス

【昨事務年度の実績】

- 大手保険会社の経営会議資料を通じて、各社の海外戦略やグループガバナンスの高度化に向けた取組状況について確認を行った。
- 大手保険会社1社に対する監督カレッジを開催し、現地子会社等を含むグループ全体の諸課題等について、海外当局と意見交換を実施した（2024年6月）。

【本事務年度の作業計画】

- 大手保険会社とのビジネスモデルヒアリング等を通じて、各社の海外戦略やグループガバナンスの高度化に向けた取組状況を確認する。
- 監督カレッジを通じて海外当局との連携を図る。

自然災害

【昨事務年度の実績】

- 一定規模以上の自然災害（台風、地震等）について、大手損害保険会社の保険金支払状況に関する調査を行い、再保険からの回収有無や異常危険準備金残高に与える影響等のモニタリングを実施した。
- 大手3損害保険グループおよび中堅7社を対象に、自然災害リスクに係る再保険の手配状況および異常危険準備金の積立・取崩状況をモニタリングした。モニタリングを通じて確認した内容は、保険モニタリングレポート等でフィードバックを行った。
- 各損害保険会社から申請された、水災リスクに応じた火災保険料率（水災料率）の細分化の内容を含む商品改定について、各社の創意工夫を尊重しつつ、水災補償の普及に資する観点も踏まえ、適切に審査を実施した。
- 損害保険会社が水災料率を地域別に細分化する場合に、顧客に対して行う細分化の趣旨等に係る説明内容について、損害保険業界共通の標準例作成に向け、損害保険業界と対話を実施した。
- 水災リスク情報のさらなる充実の状況を踏まえ、最新のリスク情報の料率への反映や水災リスク情報をはじめとする自然災害に関する情報発信の充実といった観点から、関係省庁及び損害保険業界と連携し、意見交換会を実施した（2024年3月）。

【本事務年度の作業計画】

- 自然災害が頻発・激甚化する中で、再保険料率の高止まり、異常危険準備金の取崩が続いており、統合的リスク管理（ERM）の高度化の重要性が一層増している。自然災害リスクへの対応は、各損害保険会社における継続的な取組が必要であり、引き続き再保険や異常危険準備金に関するモニタリングを継続する。



■ ソルベンシー規制

【昨事務年度の実績】

- 経済価値ベースのソルベンシー規制（新規制）について、業界団体等との対話やフィールドテストを通じた分析及び委託調査の結果を踏まえ、保険会社における態勢整備の状況を確認しつつ、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基準の最終化に向けた検討状況について」（2023年6月公表）で残された論点に関して、その方向性を示す資料を公表した（2024年5月）。
- 経済価値ベースのリスク管理との整合性や財務会計に関する見直しの動向等も踏まえ、業界団体との意見交換を行いつつ、監督会計のあり方については、価格変動準備金に関する課題等、具体的な論点が明らかな監督会計上の課題について検討を行った。
- 新規制の導入を見据え、保険会社から提出される各種データの見直しの検討を開始した。また、流動性リスク管理のモニタリングに向け、新規に徴求データについて検討を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 2024年秋頃を目途に法令等の改正案をパブリックコメントに付す予定であり、引き続き関係者との対話等を行いつつ、2025年度の新規制の円滑な導入に向けた準備を進める。
- 監督会計について、具体的な論点が明らかな課題について対応する。また、経済価値ベースのリスク管理との整合性や財務会計に関する見直しの動向等も踏まえつつ、そのあり方について検討を行う。
- 保険会社から提出される各種データの見直しやリスクとソルベンシーの自己評価に関する報告書（ORSAレポート）の活用等を通じたモニタリングの高度化について、さらなる検討を進める。

■ 少額短期保険業者

【昨事務年度の実績】

- 少額短期保険業者（以下「少短業者」）の経営状況等について、財務局と月次でモニタリングに関する意見交換を行い、認識を共有した。そのうち、経営状況等に問題が認められる業者に対しては、財務局と協同して、ヒアリング等を実施し、より詳細に実態を把握した上で必要に応じて改善を促した。また、新規登録審査の状況についても財務局と緊密に連携し、財務局が迅速かつ適切な登録審査が行えるよう支援・対応した。
- 当局が認識している少短業者の課題を意見交換会等で日本少額短期保険協会（以下「少短協会」）と共有し、少短協会は会員各社に対する研修等を通じて、傘下少短業者の経営管理態勢等の一層の整備に向けた自主的な対応を促した。

【本事務年度の作業計画】

- 財務局と連携して、迅速かつ適切な登録審査を着実に行うとともに、問題のある少短業者の早期把握・早期対応に努める。
- 登録審査・モニタリング方法について、財務局とともに実施状況の振り返りを行い、必要に応じ実務や運用の改善を図る。
- 少短協会との間で、少短業者をめぐる課題認識等の共有を図り、傘下少短業者の経営管理態勢等の一層の整備に向けた自主的な対応の促進を図る。



(5) その他

暗号資産交換業者

【昨事務年度の実績】

- 暗号資産交換業者におけるビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、モニタリングを継続的に実施するとともに、親会社等と共通のシステムを利用する場合の措置等について事務ガイドラインの改正を行った。
- 暗号資産交換業者のサイバーセキュリティ管理態勢について、検査・監督やサイバーセキュリティ演習等を通じて、サイバーセキュリティ水準の向上を促した。
- IEO に関し、対象事業の実現可能性や利用者保護のために必要な措置等が講じられているかについて審査を実施した。審査結果を踏まえ、暗号資産交換業者において新規販売がなされた（2023 事務年度は 2 先）。
- 暗号資産の新規取扱いについては、JVCEA において、2022 年 3 月から一定の要件を満たす暗号資産について審査を簡略化するグリーンリスト制度の活用、2022 年 12 月から各事業者による暗号資産審査に一定の裁量を委ねる CASC 制度の導入により、大幅に審査の効率化が図られた。引き続き、JVCEA において、さらなる審査の効率化に向けた検討が進められており、利用者保護に配慮しつつ、その取組を支援した。
- 無登録で暗号資産交換業を行っている疑いのある者 3 先に対して照会書を発出するとともに、無登録営業を行っていた 1 先に対して警告書を発出し、業者名等を公表した。
- 暗号資産交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていないと認められた暗号資産交換業者 1 者に対して、行政処分を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 暗号資産交換業者におけるビジネスモデルを適切に把握し、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、モニタリングを継続的に実施する。
- 顧客の暗号資産及び個人情報の保護をモニタリング上の重要項目とし、検査・監督及びサイバーセキュリティ演習等を通じて、暗号資産交換業者のサイバーセキュリティ水準の向上を促す。
- 暗号資産の新規取扱いに関する審査のさらなる効率化に向け、JVCEA における検討の取組を支援する。
- 無登録業者に関する利用者相談が引き続き寄せられていることを踏まえ、無登録業者に対し警告を行うなど、国内外の無登録業者に対し厳正に対応する。
- 2024 年 5 月に発生した暗号資産交換業者による利用者財産の不正流出事案を踏まえ、利用者保護の観点から、自主規制機関との連携も含め、各事業者の暗号資産の管理に係るセキュリティの高度化を促す。

資金移動業者・前払式支払手段発行者

【昨事務年度の実績】

- 資金移動業の登録審査を進め、第一種資金移動業 2 者を登録・認可するとともに、第二種資金移動業 3 者を登録した。また、事業者に対して、資金決済法で求められる措置に係る態勢整備の状況につい



て、モニタリングを実施し、実態把握を行うとともに、課題が判明した場合には、改善を促した。

- 前払式支払手段発行者については、改正資金決済法を踏まえ、電子移転可能型前払式支払手段の発行者に求める不正利用防止措置について、モニタリングを実施した。また、同法の附則に基づき 2025 年 5 月末までの猶予措置を受ける高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に対しては、取引時確認やマネロンリスク管理態勢など、求められる態勢整備を促した。
- 賃金のデジタル払いに関して、労働基準法施行規則に基づく指定の意向を持つ資金移動業者に対して、取扱件数・金額の増加等に伴うリスクの特定・評価を適切に実施しているかなど、資金決済法に基づく態勢整備の状況について、モニタリングを実施した。
- 金融庁との連携のもと、資金決済業協会において、資金移動サービスの不正利用被害の発生状況や被害が発生した場合の補償状況等について公表した（2023 年 8 月、2024 年 3 月）。

【本事務年度の作業計画】

- 通信・IT 事業者の参入やキャッシュレス決済の浸透を受け、一部の決済サービスは、その利用者が数千万人を超えるなど、国民生活のインフラへと成長しつつあることから、事業者及び必要に応じてその親会社等との対話を通じて全体のビジネスモデルを的確に把握するとともに、ビジネスモデルや国民の期待に応じたリスク管理態勢の整備を求める。
- 資金移動業の登録審査及び業務実施計画の認可審査について、引き続き、手続の迅速化・透明化等に取り組む。
- 賃金のデジタル払いに関して、厚生労働大臣の指定を受けた事業者に対し、新たなサービスが適切に運用されているか等について、モニタリングを実施するとともに、引き続き、指定意向を持つ事業者に対し、資金決済法に基づく態勢整備の状況について、モニタリングを実施する。
- 前払式支払手段発行者については、電子移転可能型前払式支払手段の発行者に求める不正利用防止措置について、モニタリングを適切に実施する。また、高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者に求める取引時確認やマネロンリスク管理態勢等について、モニタリングを実施するとともに、同法の附則に基づき 2025 年 5 月末までの猶予措置を受ける高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者からのものを含め、こうした態勢整備等に関する相談に対して丁寧に対応する。
- 新たに全銀システムへ接続を予定する資金移動業者からの事前相談に対して丁寧に対応するとともに、新たに参入した事業者に対しては、事務ガイドラインで求めている態勢整備の状況について、モニタリングを実施する。

電子決済等代行業者

【昨事務年度の実績】

- 電子決済等代行業に係る登録審査を適切に行うとともに、電子決済等代行業者の業務特性等を踏まえたモニタリングを行った。
- システム障害発生時の対応状況の検証等を通じ、利用者保護やシステムの安定性を図った。
- API 接続をめぐる課題の特定とその解決に努めていくとともに、自主規制機関とも連携し、業界内における課題を把握した。
- 銀行と電子決済等代行業者の間における暫定的なスクレイピング接続契約については、概ね API 方式に移行されているものの、継続的なフォローアップを行った。



【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、電子決済等代行業に係る登録審査を適切に行うとともに、システム障害発生時の対応状況の検証等を通じ利用者保護やシステムの安定性を図る。また、API 接続をめぐる課題の特定とその解決に努めていくとともに、自主規制機関とも連携し、業界内における課題を把握する。

金融サービス仲介業者

【昨事務年度の実績】

- 登録審査において事業者と対話を行い、全体のビジネスモデルを的確に把握するとともに、ビジネスモデルに応じた法令等遵守や適切な業務運営を確保するための管理態勢について整備を求めた。
- 自主規制機関とも連携の上、金融サービス仲介業者に対する登録審査及びモニタリングを実施し、金融サービス仲介業の稼働開始の状況等について実態把握を行った。

【本事務年度の作業計画】

- 登録審査において、ビジネスモデルに応じた法令等遵守や適切な業務運営を確保するための管理態勢について適切に審査を実施する。
- 自主規制機関とも連携の上、金融サービス仲介業者に対する登録審査及びモニタリングを適切に実施する。

貸金業者

【昨事務年度の実績】

- 財務局及び都道府県において、貸金業者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護等を図るため、貸金業法等関連法令に基づき登録制度の運用を行うとともに、若年者貸付けに係るモニタリングを含め、業務規制等を踏まえたモニタリングを行った。

【本事務年度の作業計画】

- 財務局及び都道府県と連携しつつ、貸金業法等関連法令に基づき適切に登録制度を運用するとともに、業務規制等を踏まえたモニタリング（若年者貸付けに係るモニタリングを含む）を適切に実施する。

III. 金融行政を絶えず進化・深化させる

1. 金融行政の高度化

(1) データを活用した多面的な実態把握

■ データを活用した多面的な実態把握

【昨事務年度の実績】

- 共同データプラットフォームで収集した貸出明細データを含む各種データを用いて、金融機関のリスク、企業財務、市場動向等について分析を実施した。分析結果の一部は「FSA Analytical Notes – 金融庁データ分析事例集 –」として公表した。また、分析結果を可視化・ツール化（ダッシュボード化）する取組を進めた。
- 利用者トラブルに関する情報の多角的な分析と実態把握を行い、当該結果についてモニタリング部門へ還元して、深度あるモニタリング等に活用した。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、各種データ等を活用した分析を実施するとともに、分析人材の育成を進めつつ、継続的に分析手法の開発・改善に取り組む。また、実施した分析については、「FSA Analytical Notes – 金融庁データ分析事例集 –」等の形で公表する等により庁外からの知見を得ることで、分析の改善や金融庁・財務局のモニタリングの高度化に活かす。また、分析結果の可視化・ツール化（ダッシュボード化）を進め、庁内や財務局におけるモニタリングに活かす。
- 金融サービスの利用者から寄せられた情報の多角的な分析を進め、その結果を適時にモニタリング等に活用する。

■ アカデミアとの連携

【昨事務年度の実績】

- アカデミア等との連携強化の観点から、庁内研究用サーバーにある行政データについて、専門研究員（大学の研究者等）がリモートアクセスするための機器を増設した（2024年3月調達）。
- 庁内職員と研究者による共同研究活動を推進し、研究成果を庁内職員に報告するための報告会の開催及びディスカッション・ペーパーの公表に向けたサポートを行った（2023事務年度は5件をディスカッション・ペーパーとしてウェブサイトに掲載）。

【本事務年度の作業計画】

- 既存の研究プロジェクトの円滑な進捗のサポートに加え、庁内応募のあった研究プロジェクトについて、研究テーマや研究活動のレビューを行い、担当する研究員の採用等を実施する。



データインフラの整備

【昨事務年度の実績】

- 共同データプラットフォームについては、データ定義・フォーマット等の標準化等について調整の上、2023年9月期より高粒度データの収集を段階的に開始した。また、収集したデータによる既存計表代替の可否確認を順次行うとともに、金融庁・日本銀行との間でのオペレーションの確立について検討を進めた。

【本事務年度の作業計画】

- 共同データプラットフォームについては、2025年3月期からの本格的なデータ収集に向けて、引き続き高粒度データの精度の確認等を行うとともに、既存計表代替の可否の確認作業を進めるほか、データクレンジング作業におけるチェック項目の見直しや処理の一段の自動化等、金融庁・日本銀行のオペレーションの改善に向けた取組を継続する。

システム更改

【昨事務年度の実績】

- 金融機関のモニタリングに利用するシステムの更改を実施した（2024年6月）。

【本事務年度の作業計画】

- 2024年6月に更改を実施した、金融機関のモニタリングに利用するシステムの安定的な稼働に努める。

（2）財務局とのさらなる連携・協働の推進

【昨事務年度の実績】

- 金融機関に対するモニタリング等を通じて得られた知見や成果を金融庁と財務局の間で共有するなどの連携・協働を通じて、一体的・効果的な行政運営の推進に取り組んだ。市場監視の分野においても、証券取引等監視委員会事務局幹部が財務局を訪問し、業務上の課題等について意見交換を行うなど、財務局との連携・協働に取り組んだ。
- 地域金融機関の事業者支援やガバナンス・人的資本等の重要な課題について、地域経済の情勢・構造も含め、地域金融機関の置かれた状況を踏まえた深度ある対話を行い、その結果得られた知見や成果について、金融庁と財務局の間の共有を一層進めた。
- 金融庁と財務局とのコミュニケーションの充実を図る観点から、財務局長会議及び業務説明会の開催に際して、財務局向け説明会を実施した（計5回）。

【本事務年度の作業計画】

- 引き続き、モニタリング上の金融庁と財務局の連携・協働を深め、一体的・効果的な行政運営を推進するとともに、金融庁と財務局との間での率直な意見交換を通じて、監督当局全体としての質の向上を図る。市場監視の分野においても、財務局とのさらなる連携・協働に取り組む。
- モニタリング内容や人的サポート等に関し、金融庁・財務局が密に連携し、効率的・効果的なモニタ



リングを実施する。

- 財務局の意見・要望を踏まえ、財務局との会議に関し運営の効率化を図ることや、財務局向け説明会を継続して実施するなど、引き続き、財務局と丁寧なコミュニケーションに努める。

(3) 国内外への政策発信力の強化

国際ネットワークの強化

【昨事務年度の実績】

- G7 議長国として声明を取りまとめた金融分野の主要課題について、引き続き国際的議論に貢献した。特に、暗号資産については、「IMF-FSB 統合文書：暗号資産に関する政策」（2023 年 9 月公表）の取りまとめに向けた国際的な議論に積極的に参画し、同報告書は 2023 年 9 月の G20 のニューデリー・サミットに提出された。また、同報告書において提示されたロードマップ（2023 年 7 月に最終化された FSB のハイレベル勧告の実施を含む）は 10 月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議において「暗号資産に関する G20 ロードマップ」として採択された（再掲）。またさらに、IOSCO が「暗号資産・デジタル資産市場に関する政策勧告」を最終化した（2023 年 11 月）。また、自然災害リスクファイナンスについては、2024 年 5 月の G7 財務大臣・中央銀行総裁会議声明において、OECD 及び IAIS と共に G7 が策定した「自然災害に対する官民保険プログラムに関するハイレベル枠組」が歓迎された。
- IAIS 年次総会及び年次コンファレンスを東京にて開催し（2023 年 11 月）、国際資本基準（ICS）や自然災害に係るプロテクションギャップへの対処等の議論を積極的に進めた。
- アジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラムを金融庁にて初開催し（2024 年 3 月）、アジア地域内で共通の課題（トランジション・ファイナンスの促進や自然災害に係るプロテクションギャップへの対処）について、当局間のハイレベルでの認識や情報の共有を行った。その他、ASEAN+3 債券市場フォーラム（ABMF）（2024 年 1 月）、ASEAN-ACMF-WCCMD Joint Meeting（2024 年 2 月）において、我が国のトランジション・ファイナンスに係る取組を共有するなど、アジア地域における多国間の金融協力を推進した。
- 二国間の金融協力の会議を通じ、特にアジア諸国の金融当局を中心に、ハイレベルでの政策対話を実施した。具体的には日越財務対話（審議官級）で金融協議を実施した（2023 年 12 月）他、約 7 年ぶりとなる日韓金融協議を再開する等、活発な要人往来が行われた。
- アジアを中心とした新興国の当局者に対し、GLOPAC による研修を実施し、各当局の金融監督能力の強化やネットワーク構築に努めた。具体的には、アジア諸国等の銀行・証券当局者を我が国に招聘し、GLOPAC 研修を計 3 回実施した（2023 年 10 月、11 月、2024 年 3 月）。延べ 16 か国 28 名が参加した。
- グローバルに活動する我が国の大手金融グループについて、関係監督当局が参加する監督カレッジ会合や危機管理グループ会合を開催するとともに、平時から各国関係当局と緊密に連携した。

【本事務年度の作業計画】

- 金融システムの強化に向け、金融分野の主要課題について、国際的な議論に貢献する。特に、AI を含むデジタル技術の利用に伴うリスクや気候関連金融リスクへの対応について、FSB 等における議



論に貢献する。

- 2回目となるアジア・ハイレベル金融規制当局者フォーラムを開催し、引き続き、アジア域内の金融規制監督当局間の政策対話の活性化・連携強化に努める。さらに、二国間金融協力の会議を通じて連携強化等に努める。こうした取組を通じて、我が国の金融プレゼンス向上に向けた国際的な政策推進力を高める。
- 本年度で10年目を迎えるGLOPACによる研修では、アジア諸国等の金融当局とのネットワークを強化するとともに、ハイレベルフォーラムでの問題意識と一貫させ、我が国の国際的な政策や制度に対する理解を深める。
- 海外当局や要人との意見交換・面会、監督カレッジや危機管理グループの会合の開催により、各国当局との連携を強化する。

タイムリーで効果的・効率的な情報発信

【昨事務年度の実績】

- 金融庁職員が広報活動に際して留意すべき事項等を整理し、職員向けのガイドラインを策定した。
- 金融庁職員の広報に関する基礎リテラシーの向上を図るため、外部講師を招聘した勉強会を計3回開催し、延べ70名が参加した。また、政府広報室等が主催する広報研修（計6回）について職員の参加を促した。
- 法案等の施策について、広報室と施策担当部局で連携し、メディア向けの勉強会を開催した。
- 海外向けの発信を要する施策（資産運用立国、Japan Weeks等）について、英語版の特設ページをタイムリーに開設するとともに、公式X（英語アカウント）からイベントの告知や開催結果等に関する情報を発信したほか、外国メディア向けの勉強会を開催した。

【本事務年度の作業計画】

- 職員向けのガイドラインに基づき、組織として効果的・効率的な政策広報・報道対応に取り組む。外部とのネットワークの構築や、それにより得られる知見の蓄積に努め、政策広報・報道対応に関する当庁職員の能力・知見の向上を図る。

2. 若手職員の育成をはじめとする組織力の向上

（1）職員の能力・資質の向上

【昨事務年度の実績】

- 個々の職員のキャリアプランについて人事・育成担当者との対話を行い、キャリアパスの軸となる分野（専門分野）に関する希望の把握を行ったほか、入庁10年目以上の職員については専門分野の特定を進めた。また、現在金融庁で不足している、又は将来必要となると予想されるスキル・知見の確保に向けて議論を行った。
- 職員本人の希望や経験、スキル等をきめ細かく把握し、より適切な人材配置や人材育成につなげる



ため、タレントマネジメントシステムを導入した（2023年7月）。

- 金融行政官としての基礎を習得するために見直した研修プログラム（2023年4月より運用開始）について、各研修の実施状況等を踏まえて、研修内容の拡充や運用方法の改良を検討した。
- モニタリング業務を担う職員の能力向上を図るため、オンデマンド動画研修のさらなる充実を図った。金融庁・財務局共催のモニタリング中央研修においては、事例検証手法の研究や、課題解決のための思考力を養うための階層別参加型グループ学習を対面形式やオンライン形式でも実施するなど、効果的・効率的な研修を実施した。
- モニタリング部門の中核・専門人材の持続的育成の一環として、引き続き、検査官派遣やトレーニー制度による財務局支援を実施したほか、信用リスク勉強会・市場リスク勉強会については、受講対象者の拡大や受講コースの新設など、拡充を図った。
- 証券取引等監視委員会が行う短期 OJT 研修の募集対象を全国の財務局職員に拡大し、市場監視人材の育成とともに、業務の魅力や認知拡大等を図った。また、市場監視に関する各種研修や、若手職員向けに市場機能グループの勉強会など、職員の専門性向上に資する効果的な研修等を企画・実施し、調査・検査業務に必要な能力・適性に見合った人材を育成した。
- 若手職員に対して、国際機関出向者を含む国際業務経験者による国際業務の説明会や、デジタル技術、データ分析、フィンテックに関係する部局の課室長との座談会を開催した。
- データ分析人材の育成や裾野の拡大に取り組むデータ分析プロジェクトにつき、従来の計量分析に加えて「データ利活用・効率化部門」を新設した。また、レベル別の研修や学識経験者による助言等によりデータ分析プロジェクトの立ち上げ・推進を支援し、優れたプロジェクトに対して表彰を行った。
- 上記のほか、管理職向けの DX に係る研修や、情報セキュリティ向上に向けた啓蒙活動・訓練等の実施、スキル認定ポストや政府デジタル人材の認定、他省庁・国際機関・海外当局・地方公共団体・民間企業等への職員派遣等を通じ、職員のスキル向上を図った。あわせて、専門的な知見・経験を有する外部人材を常勤職員又は専門的な非常勤職員として採用した。

【本事務年度の作業計画】

- 職員のキャリア形成や人事配置に関して、人事担当者と一人ひとりの職員の直接の対話を、特に若手職員について重点的に進める。さらに、専門分野に関するヒアリングを始めとする各種ヒアリングを通じて、職員の希望する専門分野を把握し、その経験や適性等を踏まえ、入庁 10 年目以上の職員については専門分野の特定を進める。また、現在金融庁で不足している、又は将来必要となると予想されるスキル・知見の確保に向けて引き続き議論を行う。
- タレントマネジメントシステムを活用することによって職員の人事情報をきめ細かく把握し、より適切な人材配置や人材育成につなげる。
- 金融行政官としての基礎を習得するために見直した研修プログラムについて、内容の拡充や運用方法の改良を検討する。
- モニタリング業務を担う職員に対するオンデマンド動画研修のさらなる充実を継続的に実施するほか、グループ学習等のモニタリング中央研修のプログラムを企画・立案し、効果的・効率的な研修を実施する。
- モニタリング部門の中核・専門人材の持続的育成の一環として、検査官派遣やトレーニー制度によ



る財務局支援を継続的に実施するほか、信用リスク勉強会・市場リスク勉強会については、受講生の知見・経験やモニタリングの実態に即して、実践で活用できるような内容に見直しを図っていく。

- 業務上必要となるデータ収集・分析力の向上やデータ活用の高度化を図るため、職員のニーズ・課題、レベル等に合わせた研修等の実施やデータ分析プロジェクト等を通じた専門家による支援等に取り組むなど、着実に体制整備や職員のスキル向上を進める。
- 市場監視人材の育成と組織の充実化を図るため、短期 OJT 研修を継続実施するほか、複雑化・高度化する市場に対応した職員の専門性向上に資する効果的な研修等を企画・実施して知識の習得機会を提供する。
- 上記のほか、各種 OJT や研修・訓練の実施、大学院を含む外部機関への職員派遣等を通じ、職員のスキル向上を図る。また、最新かつ高度の専門的知見を金融行政に絶えず取り入れることができるよう、外部人材の採用を行う。

(2) 職員の主体性・自主性の重視

【昨事務年度の実績】

- 自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである「政策オープンラボ」が積極的に活用されるよう取り組み、11 のプロジェクトチーム、延べ 80 名超の職員が参加した。
- 意欲のある職員が積極的に金融行政に関する課題等の研究を行うことができるように、職員の個人論文等の公表プロセスの運用改善など、職員による研究・執筆のサポートを行った。個人論文等を金融研究センターのウェブサイト随時掲載した（ディスカッション・ペーパー 5 件、研究論文 2 件、寄稿文 21 件を掲載）。
- 金融のみならず、幅広い分野の第一線で活躍する学者や経営者等からの有益な知見を得るべく、講演会や勉強会を積極的に開催した（昼休み講演会 27 回、金融経済学勉強会 13 回を開催）。
- 職員向けに、ポストの公募を実施するとともに、職員が各ポストについて具体的なイメージがつかめるよう、公募ポストの概要を配布した。
- 若手職員が金融行政について積極的に意見を提言できる場として、「金融行政に関する政策提言」の公募を実施した（計 6 件の提案が提出された）。

【本事務年度の作業計画】

- 「政策オープンラボ」について、新たな発想やアイデアを積極的に取り入れ、新規性・独自性のある政策立案へとつなげるという制度趣旨等を踏まえつつ、多様なプロジェクトが行われるよう取り組み、多くの職員が積極的に参加できる環境づくりを行う。
- 職員の個人論文等を公表する際のサポートを継続する。また、昼休み講演会や金融経済学勉強会を引き続き積極的に開催する。
- 職員にも自らのキャリアを考える機会を与えるための取組として、庁内からポストの公募を実施する。
- 若手職員からの「金融行政に関する政策提言」について、引き続き公募を実施する。



(3) 誰もが働きやすく良い仕事ができる環境の整備

【昨事務年度の実績】

- RPAについては、23業務を維持管理しており（2024年6月時点）、利用課室の要望を踏まえて仕様変更対応を実施した。
- 定型的な庶務業務の外部委託について、委託内容等を検討の上、一般競争入札（最低価格落札方式）により委託業者を確定した。
- 金融庁ネットワークシステムを、政府共通の標準的な業務実施環境（ガバメントソリューションサービス；GSS）に移行し、また、金融庁ネットワークシステムと接続している個別業務システムをGSSネットワークに接続させるにあたり、影響調査及び移行方式の検討を実施した。
- システム更改等のプロジェクト管理を適切に行い、金融庁モニタリングシステム等について、クラウドへの移行を着実に進めた。
- また、職員満足度調査や360度評価を実施し、フィードバックや研修を通じて職場環境の改善を図った。さらに、マネジメントを担う職員に対してマネジメントの手掛かりの提供等の支援を行うため、研修等を実施した。

【本事務年度の作業計画】

- 誰もが柔軟かつ合理的・効率的に働いて、能力を最大限発揮できるような環境を整備するため、子育て・介護と仕事の両立を支援するなど、ライフステージに応じた支援の取組を行うほか、日々の業務の合理化・効率化の徹底、2025年1月稼働予定の新金融庁ネットワークシステム等によるテレワーク・オンライン会議を行いやすい環境の提供、RPA等を活用した定型業務の効率化、定型的な庶務業務の外部委託等の業務見直しを推進する。
- 2025年1月に、金融庁ネットワークシステムを政府共通の標準的な業務実施環境GSSに移行する。また、金融庁ネットワークシステムと接続している個別業務システムをGSSネットワークに接続する。
- システム更改等のプロジェクト管理を適切に行い、新しい技術の利用促進やクラウドの積極的利用を推進するとともに、より高い水準の情報セキュリティを確保するために関係規定の改定を行う。
- 質の高いマネジメントに基づく業務運営と職場環境の改善に資するよう、職員満足度調査や360度評価を活用するほか、マネジメントを担う職員に対してマネジメントの手掛かりの提供等の支援を行うなど、これまでの取組を継続・拡充する。
- 若手職員等が仕事の疑問を気軽に相談し他の職員から親切に答えを得られるような職場全体・各職場での工夫を推進することを通じて、若手職員等が仕事にスムーズに慣れ組織の中で力を発揮していくことができる組織文化を醸成する。

